

令和 2 年度

事 業 計 画

社会福祉法人 品川総合福祉センター

目 次

法人事業計画	1
法人研修事業計画	7
地域福祉課事業計画	9

障害者群

1. 障害者支援施設 かもめ園（知的障害部門）事業計画	1 1
2. 障害者支援施設 かもめ園（身体障害部門）事業計画	1 3
3. 障害福祉サービス事業 サンかもめ事業計画	1 5
4. 障害福祉サービス事業 鮫洲なぎさの家事業計画	1 7
5. 障害福祉サービス事業 さつき事業計画	1 9
6. 障害福祉サービス事業 福祉工場しながわ事業計画	2 1
7. 品川区立心身障害者福祉社会館事業計画	2 3
8. 保育所 八潮中央保育園事業計画	2 9

高齢者群

1. 特別養護老人ホーム かえで荘事業計画	3 1
2. 特別養護老人ホーム 品川区立中延特別養護老人ホーム事業計画	3 3
3. 特別養護老人ホーム 品川区立八潮南特別養護老人ホーム事業計画	3 5
4. グループホーム八潮南事業計画	3 7
5. 品川区立中延在宅サービスセンター事業計画	3 9
6. 品川区立八潮在宅サービスセンター事業計画	4 1
7. 品川区立大井在宅サービスセンター事業計画	4 3
8. 品川区中延在宅介護支援センター事業計画	4 5
9. 品川区中延障害者計画相談支援事業所事業計画	4 7
10. 品川区八潮在宅介護支援センター事業計画	4 9
11. 品川区大井在宅介護支援センター事業計画	5 1
12. 品川区大井第二在宅介護支援センター事業計画	5 3
13. 品川区立高齢者住宅 八潮わかくさ荘事業計画	5 5
14. 品川区立高齢者住宅 大井倉田わかくさ荘事業計画	5 7
15. 品川区立大井三丁目高齢者憩いの場事業計画	5 9

令和2年度 法人事業計画

1. 基本方針

社会福祉法人品川総合福祉センターは法人理念に基づき「地域における福祉の発展・充実」を使命とし、安定的・継続的・発展的経営に努めるとともに、多様な福祉課題に柔軟かつ主体的に取り組む。

現在の法人の重要課題を明らかにし、その解決に向け策定した令和元度から3年間の中期経営計画の進行管理を的確に進め、その取組みを実効性のあるものにしていく。

2. 重要課題

中期経営計画2年度目にあたり、法人全体の収支改善を最重要課題として、以下の3点に取り組む。

- (1) 事業の利用調整が安定せず、介護報酬、給付費収入が伸び悩む一方で人件費関連費用が増大し、各事業とも適正な収支バランスを確保することが困難化している。そのため、良質なサービス提供に伴う加算の取得、利用調整の安定化による稼働率の向上等による収入の確保に努めるとともに、人件費関連費用、委託費等の低減化に向け創意工夫によるコスト削減対策を講じる。
- (2) 利用者サービスにおいては、利用者的人権への配慮、利用者特性の理解に基づいた支援と環境の提供、利用者を中心とした支援を進める。また、職員にはより専門性の高い支援と対人援助専門職としての人権意識および倫理観を教育していく。
- (3) 人材の確保において、社会全般の労働人口減少による介護人材不足がさらに顕著となる中、優良な人材を採用し、丁寧に育成、良い状況での定着に力を尽くす。

3. 課題解決に向けて

(1) 経営基盤の安定化

- ①さらに良質なサービスを多くの利用者に永続的に提供していく財政基盤の安定化を進めるため、各事業の稼働率の向上、収支バランスの適正化を推進、特に特別養護老人ホームの収益性の向上に努める。
- ②社会福祉法人制度改革により定められた監査法人による会計監査体制により、改革目的に沿った適正な法人経営を進める。

(2) 法令遵守、社会的責任の履行

関連法を遵守し、経営理念に基づき社会福祉法人の責務を果たしていくため、コンプライアンス委員会の取り組みを強化し、業務管理の適正化を進める。

(3) 利用者サービスの向上

- ①利用者の自己決定と自己選択を重んじ、人権の尊重、個人の尊厳に配慮した良質なサービスの提供に努め、職員の利用者に対する不適切な言動や行動を根絶する。
- ②サービス向上に向け、サービス向上委員会、虐待防止委員会の機能を活かし、とともに法人全体、各施設の重層的運営により利用者サービスの質を検証し、職員全体のサービス意識の向上を図る。

(4) 職員育成の推進

1) 人材確保

福祉サービスの担い手である職員の採用を強化し、各種教育・研修の実施等人材育成に努め、キャリア形成や能力開発を行う。

① 採用対策の強化

- ・優良人材の採用に向け、福祉、介護関連教育機関との連携を強化し、きめ細かな実習生対応に努め、採用活動を効果的に進める。
- ・外国人を含め幅広く人材を募集する。
- ・働き方改革に対応し、働きやすい職場作りを進め、採用の確保、人材の定着、離職防止を推進する。

② 職員研修

- ・職員の利用者への人権意識がさらに向上するよう研修内容を改善する。
- ・OJT（職場での実践訓練）の計画的実施、メンター制度の機能強化など、新任職員の初期教育を重視し、採用初期の退職を予防する。
- ・階層別研修を自己検証、自己研鑽が進む内容に再構築し、職員のキャリアアップを推進する。
- ・役職・管理者の育成に向け、アンガーマネジメント、ハラスメント防止等の研修を強化する。

③ 資格取得支援強化

- ・職員のキャリアアップ、資質向上に向け職員の資格取得支援体制を強化する。

④ 健康管理強化

- ・各事業所において職員の健康管理意識を高め、健診後のフォローを強化する。

2) 快適な職場環境の整備

- ①快適な働く場を実現するため、安全で健康的な職場環境を整備し、職員の定着を進める。
- ②介護、支援の身体的・精神的負担を軽減し、介護の質を維持しながら効率的な業務運営の実現化に向け、ICT、センサー、ロボット等の活用を検討する。

3) 適切な人事・労務管理の実践

- ・法人経営の継続性を高め、利用者サービスの質の向上を図るため、優良人材の採用、育成、定着に向け人事制度の改善に取り組む。

(5) 地域社会への貢献

1) 地域との共生

地域の福祉ニーズを把握し、地域とともに発展する組織を目指し、地域貢献活動を企画し実施する。

2) 行政・関係機関との連携・協力の促進

行政・関係機関との連携・協働により、地域の福祉課題の解決に向け積極的な対応に努める。

3) 公益事業

施設機能の地域開放を進め、必要な地域福祉、社会貢献の活動を検討し実施する。

4. 事業活動

(1) 事業運営

- ① 八潮南特別養護老人ホームの指定管理継続に向け、充分な準備を行う。
- ② 八潮中央保育園の改修を令和3年度に控え、その準備を整える。
- ③ 品川区立心身障害者福祉社会館の指定管理事業は、品川区と連携し、区民ニーズに対応した事業運営を進める。
- ④ 移動支援従業者養成研修を円滑に運営する。
- ⑤ 荏原地区の障害者施設開設の準備を進める。
- ⑥ 中延障害者計画相談支援事業所に加えて2か所目の事業所を開設する。
- ⑦ 中延在宅サービスセンターにおいて共生型生活介護事業を適正に運営する。
- ⑧ 各事業とも利用者の高齢化、障害程度の重度化に対応するため、医療体制を強化する。

(2) 公共的・公益的取組みの推進

地域の福祉ニーズを幅広くかつ的確に把握し、公益性、先駆性の高い事業を創造、実践する。

5. 会議

定款及び管理規程に基づき、下記の会議を行う。

① 理事会 法人経営方針を決定する。

5月 事業報告・決算・規程改正他、9月 第一次補正予算他、11月 第二次補正予算他、1月 第三次補正予算他、3月 次年度事業計画・当初予算他

② 評議員会 法人役員を選任し、事業報告、決算を審議、承認する。

③ 監事による監査

監事による法人内事業監査、会計監査人の会計監査に基づく収支状況の監査を決算時、年度中期に実施する。

④ 経営会議

- ・理事長が主宰し、法人運営上の重要案件について審議、決定する。
- ・常務理事、事務局長、事務局次長、統括施設長、総務課長、財務課長、地域福祉課長、特命担当課長が出席する。

⑤ 施設長会

事務局長が開催し、各施設長、課長が出席する。法人運営方針の共有化、各施設・事務局間の情報交換、連絡調整、意見交換を行う。

⑥ リーダー会

幹事リーダーが運営を調整、月1回実施、各リーダーが出席する。

⑦ 防災管理委員会

事務局長、各施設長（各防火管理者）により隨時・法人の防災計画に基づき実施する。
(毎月の総合訓練の他、消防署による指導を計画する。)

⑧ 安全衛生委員会

月1回、法人の管理規程に基づき実施。安全衛生委員、各施設安全衛生推進委員が出席し、安全で健康的な就労のため職場環境の改善を進める。

⑨虐待防止委員会

月1回、全施設長により開催し、職員の利用者に対する不適切な言動、行動の根絶を目指す。

⑩コンプライアンス委員会

年に3回（定期、他必要に応じ隨時）開催し、法人業務における適法性を確保する。

6. 地域交流事業

法人全体の地域交流行事として、10月に「しなふく紅葉フェスタ」を開催する。

7. 研修

研修計画に沿い実施、研修内容の充実を図る。事業遂行中に生じた必要性に応じて特別研修を実施する。

8. 防災

法人防災計画のとおり訓練及び防災設備点検などを実施し、BCP（事業継続計画）の適正運営を進める。

品川総合福祉センター行動指針

幸せを追求する権利、文化的で健康な生活をする権利を擁護します。
私たちは、福祉の実践を通し、人々の良心と優しさと結び合い、福祉社会の実現を目指します。

1 活動の目標

- (1) 私たちは、福祉サービスを必要とする方たちの杖になるよう努力します。
- (2) 私たちは、孤独の中にいる方たちの友となるよう努力します。
- (3) 私たちは、身体に障害を持つ方たちの補装具となるよう努力します。
- (4) 私たちは、言葉のない方たちの言葉を聞く努力をします。
- (5) 私たちは、施設を利用される方たちだけでなく、そのご家族の幸せの為にも活動します。
- (6) 私たちは、地域社会の福祉の為に活動します。

2 活動の指針

- (1) 私たちは、常に学習し、より良い支援、サービスの提供に努めます。
- (2) 私たちは、いつどこでも、誰に対してでも、丁寧で優しい言葉で接しています。
- (3) 私たちは、常に人権を意識して、支援やサービスを実施します。
- (4) 私たちは、常に利用者の方たちの生活空間や利用される場所の清潔と美化に努めます。
- (5) 私たちは、常に職場の整理整頓と美化に努めます。

令和2年度 品川総合福祉センター職員研修実施計画

1. 基本方針

福祉人材の採用困難な状況等、福祉・介護・保育業界は、労務管理、人材育成が大きな経営課題となっている。その状況下においても、法人本来の目的である利用者サービスの質的向上と継続性の高い経営基盤の強化が求められている。また、法人組織は事業所の種別や事業所数も増え、職員の職種が多様化、人員規模の拡大が進み、従来とは異なる人材育成・職員教育の考え方、方法、労務管理が必要となる。当法人はこのような状況変化に対応し、福祉サービス提供者としての働きを進め、法人理念の実現に向け、バランス（専門性・人間性）のとれた人材育成に向け職員教育体系を整備し、福祉業界の人材不足の状況下、良い人材の採用、育成を精力的に進める。ことに当年度から3年間、職員の人権擁護教育を徹底し、利用者に対しての「不適切な言動」の根絶を目指し、さらに利用者への「良い生活」の提供を進める。

2. 重点課題

- ①職員の利用者の人権や生活を守る意識を高め、サービスの質的向上を図る。
- ②新人のフォローアップを強化する。（メンター制度の機能化をはかる）
- ③中堅・ベテラン職員のキャリアアップの強化

3. 研修計画（予定）

（1）全体研修

研修名	日数	日程
しなふく向上発表会・研修報告会	2時間	令和3年2月5日（金）※区講堂借用 5月に公募、7月に発表施設決定、品川区実践研究発表会へ申込

（2）階層別研修

研修名	日数	日程	内容
2020年度新任職員研修	5日間	令和2年3月23日（月）～3月27日（金）	
2020年度新任職員現況報告会	3時間	令和2年6月19日（金）	
2020年度新任職員研修（採用6か月後）	1日間	令和2年9月25日（金）	
初級職員研修（採用2、3年目）	1日間	令和2年7月17日（金）	外部
中級職員研修（採用5、6年目）	1日間	令和2年10月7日（水）	外部
特別上級職員研修（採用10年目）	1日間	令和2年7月3日（金）	
リーダー候補者研修①	3時間	令和2年5月29日（金）	外部（14:00～17:00）
リーダー候補者研修②	3時間	令和2年8月21日（金）	内部（14:00～17:00）
管理職養成研修 (4年目以降の全リーダー)	半日	令和2年11月6日（金）	外部（14:00～17:00） ★次年度管理職就任予定者には、「社会福祉施設長資格認定講習会」を受講させる。（前年度3月申し込み）
リーダー研修	半日	令和3年1月12日（火）	外部（14:00～17:00）
管理職研修	半日	令和2年6月10日（水）	外部（14:00～17:00）
非常勤対象者研修	半日	令和2年10月16日（金）PM	30h/週未満の職員対象 ★30h/週以上の非常勤は初級又は中級の研修を受講
中途採用職員研修		入職時各事業所	採用時は説明事項をまとめた用紙、配布資料を準備し各施設で対応する。
2021年度新任職員研修	5日間	令和3年3月22日（月）～3月26日（金）	

（3）技能研修

介護技術研修		入所系事業所実施。（オープン参加）
メンター研修	2時間	令和2年5月15日（金）
交換研修	調整	他法人等相手機関との調整による
救急法研修	年4回	大井消防署八潮出張所に依頼
特別研修①	2時間	令和2年6月16日（火）17:00～19:00
特別研修②		令和3年1月14日（木）17:00～19:00

（4）目的別研修

法人人権擁護・虐待防止研修	2時間	令和2年11月27日（金）
福祉施設の看護師研修	2時間	年度内一回看護師連絡会にて開催

（5）自己啓発・資格取得支援

- ・職員の資格取得を推進するため、勉強会の実施、技術指導等の支援を行う。
- ・職員のスキルアップに向け専門機関、行政等が主催する研修に参加する。

（6）その他

- ・関係機関の人権研修に精力的に参加し、参加者は必ず職場へ内容を周知する。
- ・各事業所の現任研修において利用者の権利擁護の検証を必須とする。
- ・介護プロフェッショナルのキャリア段位制度の研究
- ・研修受講記録の作製を検討
- ・令和2年6月21日（日） オープンダイアログ研修（外部講師・主催有料研修）

令和2年度 地域福祉課事業計画

1. 基本方針

地域福祉課は、誰もが安心して暮らせる地域福祉社会の実現を目指し、法人の理念である「地域とともに」を実践すべく、地域に対する窓口として、センター内各部署の協力を得ながら事業を展開する。また、様々な福祉ニーズを直視し、解決に努力しながら地域福祉力の向上を図る。

2. 重点目標

- (1) 法人行事の実施や地域行事への参加をとおし、地域住民との相互理解と交流を深める。
- (2) 地域の関係機関と連携し、地域福祉を推進する。
- (3) 地域の教育機関等と連携し、青少年の福祉教育を進める。
- (4) 法人の広報活動を積極的に展開し、地域社会に福祉啓発を進める。
- (5) ボランティアを育成し、活動の定着、組織化を図る。
- (6) 法人の社会貢献活動の拡張を検討する。
- (7) 相談やニーズ調査等から各施設と連携し、地域貢献活動費等、福祉資源の開発を進める。
- (8) 大井三丁目高齢者憩いの場（大井三丁目ゆうゆうプラザ）にボランティアの定着を図り、事業の企画運営を展開する。

3. 実施項目

(1) 法人行事

しなふく紅葉フェスタ 令和2年10月25日（日）

(2) 地域行事

八潮ファミリー運動会 令和2年 5月17日（日）

八潮まつり 令和2年 7月18,19日

八潮美化運動への参加 令和2年 3月7日

八湖北避難所祭への参加 開催日未定

八潮音楽祭の調整・参加

支え愛活動会議参加

(3) ボランティアの育成、活動の定着化を進める。

- ① 品川ボランティアセンターとの連携を図る。
- ② ボランティア担当者会議の実施→年3回実施
- ③ 「ボランティアのつどい」の実施→令和3年3月6日（土）
- ④ ボランティア保険の対応
- ⑤ 地域貢献ポイント事業の対応
- ⑥ ボランティアの意見を聞き、ボランティア活動がスムーズに進むよう法人・各施設のボランティアマニュアルを活用する。

(4) ボランティア教育を推進する。

- ① ボランティア講座の開講
- ② 社会人や幅広い年代層を対象としたボランティア体験に協力する。
(企業研修等)
- ③ 品川区社会福祉協議会と連携し「夏の体験ボランティア 2020」を実施する。
- ④ 小中学校・高校等教育機関と連携し、福祉教育において総合学習等に協力する。
- ⑤ 「子どものつどい」を実施する。令和2年8月1日（土）

(5) 各種教室

地域住民と施設利用者との交流、コミュニティの確立を目指し、各種教室を実施する。

- ① 手話舞踊・手話サークル（毎月第1日曜日）
- ② 生花サークル（毎月第2日曜日）
- ③ 絵画サークル（毎月第3日曜日）

(6) 広報活動

- ① しなふくニュースの発行（年4回）
- ② ボラボーラの発行（随時）
- ③ その他必要により、品川ボランティアセンターだより、品川区広報、八潮だより等を利用し広報活動を実施する。
- ④ ホームページ掲載による事業の広報・募集活動を行う。

(7) 後援会・連合家族会の事務局としての役割

- ① 品川総合福祉センター後援会の事務局として、後援会会長、役員と連携し、会の運営を支援する。
- ② 品川総合福祉センター連合家族会の事務局として、連合家族会会长、役員と連携し、会の運営を支援する。

(8) その他

- ① 総合相談窓口（専門機関との連携）・見学者等の受け入れ調整
- ② 募金活動・復興災害義援金活動
- ③ ふくしま祭りへの参加（施設間交流、ダンス参加の調整）
- ④ 車椅子等の福祉機器、催事用機材等の地域への貸し出し
- ⑤ 物品寄付受付
- ⑥ 園芸サークルの連絡調整、運営を支援する。
- ⑦ 地域行事の実行委員として、地域社会との連携を進める。
- ⑧ その他必要な情報収集及び情報提供につとめる。

令和2年度 かもめ園（知的障害部門）事業計画

1. 基本方針

- (1) 人としての尊厳を守り、個々の可能性が生涯を通じて最大限に發揮され、利用者の満足と生きがいにつながる支援を提供する。
- (2) 利用者、家族の要望や思いを大切にし、施設との信頼協力関係を進める。
- (3) 地域住民として、積極的に地域行事等へ参加を図る。
- (4) 施設が地域の福祉ネットワークの核となるよう努力する。

2. 重点目標

- (1) 人権の尊重⇒利用者本人の状態を把握し、常に本人を尊重したかかわりを遵守し、安全で優しい支援を進める。
- (2) 高齢化、重度化等の対応⇒利用者の状態の変化に対応し、一人ひとりのニーズに応じた支援を行なう。
- (3) 個別活動の充実⇒利用者個々の力が発揮できるよう、本人の意向に沿って個別活動の内容を充実させる。
- (4) 感染症予防⇒衛生管理と環境整備、空気清浄と湿度管理等を徹底し、感染症の発生、拡大を防止する。

3. 定員・目標稼働率

事業名	定員	目標稼働率
生活介護事業（日中支援）	52名	85%
施設入所支援事業（夜間支援）	52名	95%
短期入所事業	3名	100%

4. サービス・支援計画

（1）サービス全般

本人からの聞き取り、周辺調査等により、固有のニーズを発掘し、支援の個別化を基とした個別支援計画を作成する。支援計画は6ヶ月ごとに見直す。職員2人～3人を単位とする複数担当制とし、職員相互の意思疎通を充分に図り、利用者にとって有益な支援の環境を整える。

短期入所は、サービス等利用計画に基づき、利用者が安全に安心して過ごせるよう配慮する。また施設の役割を認識し、多くの利用ニーズに対応できるよう、適正に利用調整を行う。

（2）日中活動

- ①課題別活動は、月火木金、午前10：00～11：30 午後13：30～15：00 の時

間帯で、創作、調理、リサイクルのグループ活動、個々のニーズに即した個別活動を実施する。

②通所生活介護、就労継続支援B型事業での活動は、利用者の希望や特性に応じ、各種サービスを利用する。

(3) 年間行事予定

月	内容	月	内容
4	お花見、保護者会	10	紅葉フェスタ
5	八潮地区運動会	11	遠足、バイキング食
6	バイキング食	12	クリスマス会、保護者会 障害者記念の集い、もちつき
7	七夕	1	正月行事
8	納涼会、物故者供養	2	節分、バイキング食
9	バイキング食	3	送別会
*年間を通して、個別旅行、ニーズに合わせた外出を企画、実施する。			

5. 会議

会議名	開催日	参加職員
職員会議	月1回	全職員
生活会議	月1回	管理者 サビ管 生活支援員
ケース会議	月1回	管理者 サビ管 生活支援員 看護師 栄養士 (担当利用者の疾病を課題として情報共有を図る)
給食会議	月1回	管理者 サビ管 リーダー支援員 給食係 栄養士
医務会議	月1回	管理者 サビ管 リーダー支援員 栄養士
役職会議	随時	管理者 サビ管 リーダー支援員
虐待防止委員会	年5回	全職員
自治会	月1回	利用者 生活支援員

6. 職員配置 *注 サビ管は、サービス管理責任者の略称です。

	管理者	サビ管	支援員	看護師	管理栄養士	事務員	嘱託医	計
常勤	2	1	25	2	1	1		32
非常勤			3				1	4
合計	2	1	28	2	1	1	1	36

令和2年度 かもめ園（身体障害部門）事業計画

1. 基本方針

- (1) 人としての尊厳を守り、個々の可能性が生涯を通じて最大限に發揮され、利用者の満足と生きがいにつながる支援を提供する。
- (2) 利用者、家族の意見や思いを大切にし、施設との信頼関係、協力関係を進める。
- (3) 地域住民として、積極的に地域行事等へ参加・活動を図る。
- (4) 施設が地域の福祉ネットワークの核となるよう努力する。

2. 重点目標

- (1) 専門性のある関わり方⇒身体障害、知的障害、精神障害を持つ利用者が利用している中、障害特性を理解し、専門性のある関わり方を取り入れ、統一した支援と支援の質の向上を推進する。
- (2) 重度高齢化のリスク管理⇒利用者の重度高齢化対策として疾病管理、障害の進行状況等を含め、リスク管理の徹底を医療機関と連携し、推進する。
- (3) ICT 機器等の導入を検討する⇒ICT 機器等を導入する検討を行い、職員間の連携を強化すると共に、安全で快適な生活が過ごせる支援を推進する。
- (4) 人材育成⇒職員の専門性を高める研修等を推進し、介護方法及び支援技術の習得を実施し、人材育成をしていく。
- (5) 権利擁護⇒虐待防止の取組みを強化し、利用者が意見を出しやすい環境、職員間で支援について意見を出しやすい環境、職務上のストレスを溜め込まず、働きやすい環境作りと職員間の連携を強化していく。
- (6) 家族との連携⇒利用者及び施設の状況について家族と連携を強化をする。

3. 定員・目標稼働率

事業名	定員	目標稼働率
生活介護事業(日中支援)	48名	85%
施設入所支援事業(夜間支援)	48名	95%
短期入所事業	2名	100%

4. サービス・支援計画

(1) サービス全般

面談、聴き取り等で個別のニーズを発掘し、支援の個別化を基本とした個別支援計画を作成する。職員相互の意思疎通を充分に図り、統一した支援を実施し、利用者にとって有益な支援の環境を整える。

短期入所は、サービス等利用計画に基づき、利用者が安全に安心して過ごせる

よう配慮する。また、施設の役割を認識し、多くの利用ニーズに対応出来るよう、適正に利用調整を行う。

(2) 日中活動

- ① 生産活動 (6F) では、作業種目は、就労継続支援B型事業「さつき」より委託を受け軽作業、創作作業とし、工賃は「かもめ園」の「作業要領工賃等支給要領」に基づき支給する。「働く事を柱とした生産活動」を展開し、社会での役割を持ち、自分らしい生活を組み立てることを目的とし支援する。
- ② 療護活動 (3F) では、重度障害の方が、個々の能力と適性に合わせた日課を提供する。機能訓練、運動、スヌーズレン、ヨガビリー、趣味活動、調理、音楽活動、外気浴など、個別性を重視し日々の生活を支援する。

(3) 年間行事予定

月	内容	月	内容
4	花見	10	紅葉フェスタ・ふれあい寄席・定期健康診断
5	菖蒲湯・障害者スポーツ大会	11	バイキング食 予防接種
6	家族の集い・定期健康診断・バイキング食	12	障害者記念の集い・クリスマス懇親会・家族の集い・ゆず湯
7	七夕	1	正月行事・新年会
8	夏休み行事	2	節分・バイキング食
9		3	送別会

*園外レクリエーション、一泊旅行などグループ単位の外出を年間通して企画し、個別ニーズに合わせた外出支援をする。

5. 会議

会議名	開催日	参加職員
職員会議・ケース検討会議 虐待防止委員会	月1回	全職員
生活会議・サービス向上委員会	月1回	リーダー サビ管 生活支援員
生産活動会議	月1回	管理者 リーダー サビ管 生活支援員
役職会議	随時	管理者 リーダー サビ管
給食会議	月1回	管理者 リーダー サビ管 栄養士 給食係
利用者自治会	月1回	管理者 リーダー サビ管 (オブザーバーとして)

6. 職員配置 *注 サビ管は、サービス管理責任者の略称です。

	管理者	サビ管	支援員	看護師	管理栄養士	事務員	嘱託医	計
常勤	1	1	25(兼務1)	1	1	1		30
非常勤			2				2	4
合計	1	1	27	1	1	1	2	34

令和2年度 サンかもめ事業計画

1. 基本方針

- (1) 個々に応じた自立を目指し、一人ひとりの主体性や意向を尊重することにより、人権の尊重を第一とした支援を実践する。
- (2) サービス向上委員会の活動や品川区セルフチェックシートの活用で支援の質の向上を図る。
- (3) 保護者との関係づくりにおいて、利用者支援にあたっての連絡・情報共有を密に行い、又保護者参加の交流行事等の実施で信頼関係を築く。
- (4) 自施設を社会資源の一つと考え、地域に開かれた施設を目指す。リサイクル活動・ボランティア活動等で地域の理解と支持を得て、利用者と地域社会をつなげる役割を果たす。又教育機関と連携し福祉人材育成に協力する。
- (5) 研修への積極的参加等によって職員の資質向上を図る。又働きやすい職場環境を目指し環境整備を行う。

2. 重点目標

- (1) アセスメントを重視し個々の障害特性、高齢化などに対応する支援を実施する。
- (2) 専門性の向上。研修への積極的参加、現任研修での情報共有などで職員のレベルアップを図る。
- (3) サービスの拡充として保護者の就労保障を念頭に朝の延長支援を開始する。
- (4) 拠点相談支援事業所との連携、特別支援学校実習生の積極的な受け入れ、様々な機会に施設をアピールする取り組みでサンかもめの評価を高め、利用者を確保していく（稼働率の確保）。
- (5) 建物の老朽化への対応、作業室のレイアウト変更など環境整備に努める。
- (6) コスト削減に努める。

3. 定員・目標稼働率

定員：30名、目標稼働率：93%

4. サービス・援助計画

(1) サービス全般

①個別支援

- ・個々の身体・精神・生活状況・社会環境等を把握し（アセスメント表の更新）、個々のニーズを明確にする。その上で状況や障害特性に合わせた個別支援計画を立案する。
- ・個別支援計画に則りニーズに合わせた日中活動（散歩・音楽活動・手芸・ビーズ、紙漉き、リサイクル等）を実施する。又活動を通じ達成感や仲間との一体感、地域とのつながりを体感できるように努める。

②給食

委託業者と連携を図り、個々の咀嚼・嚥下機能に合わせた食形態の提供に努力する。又希望献立・選択食・バイキング等の企画で食の楽しみを感じていただく。

③送迎

希望により送迎を実施する。延長支援利用者にも同様に送迎を実施する。

④健康管理

バイタルチェック・嘱託医による検診(月1回)・健康診断(希望者:年1回)

インフルエンザ予防接種(希望者:年1回)など利用者の健康管理に努める。

⑤サービス向上委員会、

障害特性、高齢化をキーワードにプログラムの再編を検討する。

(2) 週間・月間予定

毎週金曜: レクリエーション(ダンス・調理他)

毎月第一週: 全体集会 每月最終週: 防災訓練

第3水曜: 合唱 不定期木曜: 音楽(ピアノボランティア)

(3) 年間行事予定

外出活動、クリスマス会等利用者の要望に沿った年間計画を作成する。

5. 地域交流

地域住民、八潮在宅サービスセンター・八潮中央保育園等地域の福祉施設との交流、高齢者住宅での資源回収活動、八潮地域センター・図書館等の活用、地域イベントの参加、ボランティアの積極的受け入れなどで地域交流を図る。又美術展への出品などで日ごろの活動を積極的にアピールしていく。

6. 家族との関わり

家族との交流行事や日々の連絡を通して、ご家族との関係を維持し信頼関係を築く。

7. 会議 下記の会議は管理者の責任で開催する。

会議名	内容	参加者	開催日
職員会議	事業運営に関する内容、現任研修等	全職員	月1回
支援会議	支援方法、個別ケースについて等	全職員	月1回
モニタリング会議	個別支援計画の点検、総括、策定	全職員	9、2月
給食会議	給食に関する内容(委託業者ほか)	担当	毎月第一火曜日
虐待防止委員会	虐待防止、人権擁護に関する内容	全職員	月1回

8. 職員教育・研修

研修名	主催・内容
法人内研修	法人人権研修、専門研修、階層別研修へ参加する。
内部研修	現任研修一人権擁護、虐待防止、介助技法、医療情報、福祉専門研修の報告などテーマを決め職員持ち回りで情報共有する。
外部研修	東社協、品川福祉カレッジなどの関係機関の研修に積極的に参加する。

9. 職員配置 () 内は非常勤

	管理者	リーダー・サービス管理責任者	生活支援員	嘱託医	看護師
職員数	1	1	6(4)	1(兼任)	1

令和2年度 鮫洲なぎさの家事業計画

1. 基本方針

利用者が地域において、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、身体及び精神の状況に応じて、支援を進める。また、利用者と地域との結び付きをすすめ、就労先その他関係機関との密接な連携に努め、利用者が区民として、生活の豊かさを享受できるように支援する。

2. 重点目標

- ① 利用者の人格の尊重
- ② 利用者の生活のリズムの安定化
- ③ 利用者の余暇支援の推進
- ④ 利用者の高齢化に伴う健康管理の強化（定期通院付き添い等）
- ⑤ 支援区分の見直しと適切な支援の実施

3. 定員・目標稼働率

定員 6名（女性）合計 6名。

目標稼働率 100%

4. サービス・支援計画

（1）サービス全般

- ① 支援全般：共同生活において必要に応じた介護、調理、洗濯及び掃除等の家事の支援、生活等に関する相談及び助言、就労先その他関係機関との連絡、その他の必要な日常生活上の世話をを行う。
- ② 食事：朝食・夕食を提供し、季節感のある献立に配慮する。出勤時間の差や、休日の過ごし方の違いに配慮する。
- ③ 金銭管理：自己管理を原則とし、必要に応じて小遣帳の使用などの助言を行い、適切な金銭管理をすすめる。個人の状況によっては、成年後見制度を利用し、財産管理を行う。
- ④ 生活リズムの尊重：掃除、洗濯、入浴、整容などの日常生活、衛生管理、休日の余暇支援を行い、個々の生活リズムを確立する。
- ⑤ 健康管理：日々の会話、表情の変化から、心身の状態を捉え、健康面への適切な助言を行う。また、通所している施設や就労先と連携し、健康診断結果を把握し、健康管理を進め、必要に応じ通院の付き添い、服薬支援を行う。
- ⑥ 行事：利用者の希望により、食事会やお花見などの行事を計画する。
- ⑦ 通所：就労・帰宅支援：通所施設利用者についてはご高齢の家族に代り、施設の家族会などに出席し、施設との連携を図る。また職場訪問等を行い、職場での状況を把握、課題を共有、多職種と連携し支援を行う。

- (2) 職員研修：虐待、不適切な言動の根絶に向け、利用者の人権擁護に関する現任研修、人権研修を行う。人材育成、働きやすい職場作りを推進する。
- (3) 運営管理：適正な運営を行うべく、収支改善、稼働率管理、コスト削減に努める。世話人を確保するべく、隨時募っていく。

(4) 日課

時間及び内容		時間及び内容	
6:00	起床・洗面・整容	17:00	帰所
6:30	朝食・通所出勤等	17:30	洗濯
7:30	歯磨き・着替え	18:00	入浴
8:00	通所等出勤	19:00	帰所・夕食
日中	通所施設等	19:30	団らん
		21:00	就寝・見回り

(5) 年間行事予定

月	内容	月	内容
4	お花見・保護者会・個別面談	12	クリスマス忘年会行事
8	地域交流バーべキュー大会	1	初詣
9	個別面談	3	個別面談・1日外出（希望募る）
11	保護者会		

5. 会議

会議名	開催日	参加職員
職員会議	年2回	管理者、サービス管理責任者、生活支援員・世話人
個別支援計画会議	半期に1回	管理者、サービス管理責任者、生活支援員
事業所研修会	半期に1回	管理者、サービス管理責任者、生活支援員、世話人
サービス向上委員会	年2回	管理者、サービス管理責任者、生活支援員等
虐待防止委員会	適時	管理者、サービス管理責任者、生活支援員等
打合せ会	必要に応じ	管理者、サービス管理責任者（必要に応じて事務員）

6. 職員配置

	管理者	サービス 管理責任者	世話人	生活支援員	事務員	計
常勤	1	1	1（兼務）	1	1	4
非常勤			6			6
合計	1	1	7	1	1	11

令和2年度 さつき事業計画

1. 基本方針

- (1) 利用者の自己実現や生き甲斐を大切にし、自立を目指した自己決定を尊重する。
- (2) 人権擁護や尊重を徹底し、虐待の根絶のため、利用者の特性と心を充分理解する。
- (3) 職員の人材育成定着支援を行い、質の高いサービスを提供する。

2. 重点目標

- (1) 法人の中長期計画の課題を念頭におき、事業所に置き換え項目毎に具体的な解決を図る。
- (2) 様々な障害特性を理解し、就労継続支援B型事業に適した安定した作業を提供する。
- (3) 就労に必要な社会性の向上のための活動を推進する。
- (4) サービス向上のため職員の専門性、人間性の向上を図る。
- (5) 工賃額向上に努め、施設経営においては、安定的な黒字を目指す。
- (6) 極力定時退社を心掛けるなど働き方改革のモデル事業所となり、職員が安心して働ける職場環境を作る。

3. 定員・目標稼働率

- (1) 定員 40名
- (2) 目標稼働率 100%

4. サービス・支援計画

(1) サービス全般

①生活支援

個別支援計画に基づき、生活圏の拡大を図るため、必要な生活支援を実施する。
親無き後の支援として、社会資源の活用、地域生活支援拠点の活用を推進する。

②作業支援

社会経済活動への参加促進・生きがいの醸成等、利用者個々のニーズとその能力、適性に応じた作業活動の場を提供する。

③就労のための社会性の獲得、向上のため体験活動等の実施

④サービス改善向上委員会

事業所提供的サービスに特化した課題を基に、サービスの改善・向上を目指していく。

⑤健康管理

血圧・体重測定：毎月（全員）

定期健康診断：年1回～胸部X P、血液検査、聴力、心電図、血圧、

血液検査、聴打診 希望者のみで自己負担

インフルエンザ予防接種：年1回、希望者のみで自己負担

⑥食事

昼食の提供、献立の希望をメニューに反映。また、季節に応じた献立の提供。

(2) 年間行事予定

月	内容	月	内容
4	家族会・日帰り旅行	10	宿泊旅行
5		11	宿泊旅行
6	日帰り旅行	12	宿泊旅行
7	宿泊旅行	3	バス旅行・家族会
9	体験活動・家族会		

5. 会議

会議名	開催日	参加職員
職員会議	月1回	管理者・サビ管・生活支援員・職業指導員・目標工賃達成指導員・事務員
個別支援計画会議	年2回	管理者・サビ管・生活支援員・職業指導員・目標工賃達成指導員
ケース検討	随時	管理者・サビ管・生活支援員・職業指導員・目標工賃達成指導員
利用者集会	第2水曜日	ご利用者・管理者・リーダー
自治会	工賃支給日	サビ管・生活支援員・職業指導員・目標工賃達成指導員
工賃判定会議	中間期 年度末	管理者・サビ管・生活支援員・職業指導員・目標工賃達成指導員 リーダー
研修発表会	随時	管理者・サビ管・リーダー
現任研修（人権研修含）		生活支援員・職業指導員・目標工賃達成指導員
サービス向上委員会		
虐待防止委員会	年3回	管理者・サビ管・リーダー・生活支援員・職業指導員・目標工賃達成指導員
入所判定会議	決定前随時	管理者・サビ管・生活支援員・職業指導員・目標工賃達成指導員

* サビ管はサービス管理責任者の略

6. 職員配置

	管理者	サビ管	生活支援員	職業指導員	目標工達成指導員	事務員	計
常勤	1	兼務 1	4	1	1	1	9
非常勤			2				2
合計	1	1	6	1	1	1	11

令和2年度 福祉工場しながわ事業計画

1. 基本方針

障害福祉サービス・就労継続支援A型事業として、利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、就労の機会を提供し、その知識及び能力の維持向上のために必要な訓練、支援その他の便宜を関係法令に従い、適切かつ効果的に行う。また、社会人としての基本的マナー、態度、行動を身につけることを目指し、同時に就労に対する意欲の維持向上と生活圏の拡大を意図した指導、支援を行う。実施にあたっては、関係機関と連携を図り、総合的な福祉サービスの提供に努める。

2. 重点目標

- ①各事業の適正な収支管理
- ②法に則った一般衛生管理と食品表示法の遵守
- ③利用者の人権の尊重
- ④各業務においてのサービス向上及び技術向上の支援
- ⑤作業及び生活の支援のために関係機関との情報の共有化と定期的な会議等。

3. 定員・目標稼働率

定員：40名、目標稼働率：72.0%

4. サービス・支援計画

(1) サービス全般

①業務内容

第1業務 区立公園清掃、建物清掃、その他

【新規業務の開拓・清掃技術の向上】

新規現場、新規業務の開拓・清掃技術の向上のための指導、助言を徹底。

タスカルカードの導入。（タスク（仕事）が解るカード）

第2業務 パン製造・販売

【新たな販売戦力の展開と商品の品質向上及び商品管理の徹底】

企業販売等、外販を強化し増収を目指す。ハサップ導入に向けて最終調整を行う。毎月棚卸を実施。無駄を徹底的に省く。

第3業務 骨壺の製造及び販売

【製作技術の向上と品質管理、製造安定化の推進】

質の安定した製品作成をすすめるために作業工程を徹底的に分析。個々に合わせて作業内容の拡充を行う。

- ・面談、会議を通して、適切なアセスメント、個別支援計画や作業評価の策定、

本人とご家族等に説明し、必要な支援を進める。また、各学校からの職場体験等、受入れや協力を行う。

- ②職員研修：虐待、不適切な言動の根絶に向け、利用者の人権擁護に関する現任研修に人権研修を盛り込む。サービス向上委員会、虐待防止委員会の適正運用を行う。人材育成、適正な労務管理を行い、働きやすい職場作りを推進する。
- ③運営管理：適正な運営を行うべく、収支管理、稼働率管理を行う。

(2) 日課

各業務において通年、就労の機会を提供、支援する。

早番 7:00～15:00　日勤 8:00～16:00　遅番 11:00～19:00

(3) 年間行事予定

月	内容	月	内容
4	家族会	12	忘年会
7	暑気払い	2	アセスメント・個別面談
9	宿泊旅行・アセスメント・個別面談	3	アセスメント・個別面談
10	アセスメント・個別面談		

5. 会議

会議名	開催日	参加職員
職員会議	月 1回	管理者・サビ管、リーダー、職業指導員、生活支援員、事務員
個別支援会議	半期 1回	管理者・サビ管、リーダー、職業指導員、生活支援員
安全衛生委員会	月 1回	管理者・サビ管、リーダー、職業指導員、生活支援員、事務員
プチレーブ会議	月 1回	管理者・サビ管、リーダー 担当職業指導員、担当生活支援員、事務員
虐待防止委員会	年 4回	管理者・サビ管、リーダー、職業指導員、生活支援員 事務員
サービス向上委員会	年 12回	管理者・サビ管、リーダー、職業指導員、生活支援員 事務員

6. 職員配置

	管理者	サービス 管理責任者	職業指導員	生活支援員	事務員	計
常 勤	1 (兼務)	2 (兼務)	6	2	1	10
非常勤			3			3
合 計	1	2	9	2	1	13

令和2年度 品川区立心身障害者福祉社会館事業計画

1. 基本方針

品川区立心身障害者福祉社会館は、品川区内における障害者福祉のセンター機能を担っている。引き続き品川区障害者福祉課と連携を図り、①自立訓練センター（機能訓練・生活訓練・生活介護各事業）②品川区旗の台障害児者相談支援センター③地域活動支援センターの3つの事業を軸にして、利用者に対するサービスの提供、並びに区内全体の関連機関・社会資源との利用調整を図っていく。適正運営による収支の改善にも取り組む。

2. 重点項目

- (1) 自立訓練（機能・生活）事業は就労移行・社会生活の再構築への課題、目標達成に向けた支援プログラムの提供を進め、医療・就労関係他事業所との連携を強化する。新規対象者獲得の為、支援学校卒後の方を随時受け入れる。また送迎サービスや訪問型訓練の充実を図り、サービス向上により、稼働率向上につなげる。
- (2) 生活介護事業は、個々のニーズや障害特性・健康状態を把握し、適切なサービスを快適、安全を考慮し提供する。医療的ケア対象者の受け入れ準備を進め、また重度障害者支援の強化を図る。余暇活動の充実や生産活動を通じてスキルの向上や体験機会を提供する事で、魅力あるサービスを実施し、利用の増加を図り、稼働率向上につなげる。
- (3) 地域活動支援センターは、定期開催の創作活動や、土曜日開催のイベント等、ニーズの高い事業に力を入れる。新たに移動支援従業者養成研修も加え、介護人材養成にも力を入れていく。
- (4) 品川区旗の台障害児者相談支援センターは、品川区地域生活拠点事業所の役割として、事業所連絡会を主催する等、地域の体制作りなどの業務を行う。また一般相談を中心に障害児者を対象とし継続的な相談を受ける体制を作る。

3. 定員・目標稼働率

(1) 自立訓練事業

- | | | | | |
|-------|----|-------|-------|-----|
| ①機能訓練 | 定員 | 1日 6名 | 目標稼働率 | 35% |
| ②生活訓練 | 定員 | 1日 6名 | 目標稼働率 | 65% |

(2) 生活介護事業

- | | | | |
|----|--------|-------|-----|
| 定員 | 1日 50名 | 目標稼働率 | 86% |
|----|--------|-------|-----|
- (3) 品川区旗の台障害児者相談支援センター 計画相談・モニタリング達成目標 100%
- (4) 地域活動支援センター 予定事業を遂行。コストも意識した進行管理を行う

4. サービス全般

(1) 人権の尊重

- ①幸福を追求する権利、健康で文化的な生活をする権利を擁護する。
- ②利用者の人権擁護（虐待、不適切な言動の根絶）を徹底する。
- ③虐待防止委員会を設置し、人権を尊重した事業運営を維持する。

(2) 施設サービスの充実

- ①利用者の安全・安心して過ごせる環境を提供し、一人ひとりの希望する暮らしぶりに応じて、より適切な支援を充実させる。
- ②職員は、常に利用者の自己選択、自己決定の原則を尊重する。
- ③理学療法士、作業療法士と連携し、利用者の身体機能の維持、向上を図る。

(3) 健康管理

- ①日々のバイタルチェック、必要に応じ体重測定、隨時血圧測定を行う。
- ②嘱託医による健康相談を実施する。（内科 4回/月、リハビリテーション科 1回/月、歯

科1回/月、摂食指導1回/月)加えて、旗の台病院と協力病院契約を結ぶ。

(4) 給食サービス(生活介護事業)

- ①摂食指導医や給食委託業者、保護者と連携し、利用者の障害特性、嚥下状態に応じた給食(ソフト食等)を提供する。
- ②定期的に希望を聞き立に反映させる。
- ③毎日、適温で季節感と彩りの豊かな昼食を提供する。

(5) 保護者との関係(生活介護事業)

- ①利用者の家族等から身体状況の情報を聴取し、健康維持に努める。
- ②事業説明会や、活動内容の写真の掲示や連絡ノート等を活用し、家族連携を強化する。

(6) 苦情解決

- ①品川総合福祉センター苦情解決及び苦情解決第三者委員会運営要綱に従い対応する。
- ②品川総合福祉センターサービス点検調整委員会運営要綱の制度を活用し、利用者の意見を聴取し対応する。
- ③意見箱を設置し、利用者、来客者の意見や要望に迅速に回答する。

(7) 地域社会との関係

- ①地域の方々との交流を進め、相互理解、信頼関係を築くため行事等を連携して実施する。地域の方を通じて、障害者理解を深めていただけるようにオリンピック・パラリンピックに関する啓発事業を実施する。
- ②会館まつりの開催では地域代表と実行委員会を組織し実施する。
- ③災害時には二次避難所として機能し、駐車場の災害用トイレを開放する。

5. 会議

会議名	開催日	参加者	(内容)
職員会議	毎月1回	全職員(運営、方針など)	
役職会議	毎月2回	施設長、各部署リーダー(運営全般)	
各部署会議	月1回以上	部署ごとに実施・リーダー、支援員(支援計画、行事検討等)	
予算会議	不定期	役職者、事務員(予算検討)	
給食会議	毎月1回	栄養士、生活介護リーダー、支援員、給食委託業(給食内容検討)	
サービス向上委員会	毎月1回	施設長、リーダー(人材育成も含めたサービス向上内容検討)	
虐待防止委員会	毎月1回	施設長、リーダー(虐待、不適切な言動の根絶を実現)	
現任研修	毎月1回	全職員(法人内外の人権研修ほか研修報告を活用)	

6. 職員配置

① 自立訓練事業(機能訓練・生活訓練・生活介護)

*PTは理学療法士、OTは作業療法士、サビ管はサービス管理責任者 () は非常勤

事業所	管理者	リーダー	生活支援員	看護師	栄養士	事務	PT/OT	医師
機能訓練	1(兼務)	1(兼務・サビ管)	1(1)	1	0	0	(5)	(1)
生活訓練	1(兼務)	1(兼務・サビ管)	1	0	0	0	0	0
生活介護	1(兼務・サビ管)	2	12(5)	1(1)	(1)	1	(2)	(3)

② 障害者地域活動支援センター

管理者	リーダー	指導員	看護師	栄養士	事務	PT,OT	嘱託医
1(兼務)	1(兼務)	2	0	0	1	(1)	1

③ 品川区旗の台障害児者相談支援センター

管理者	リーダー(拠点マネージャー)	相談員	看護師	栄養士	事務	PT,OT	嘱託医
1(兼務)	1(兼務)	5	0	0	1	(2)	(1)

令和2年度 品川区旗の台障害児者生活支援センター事業計画

1. 基本方針

障害児者の自立と社会参加の促進を図るため、地域のあらゆる資源を視野に、福祉サービスの利用支援、社会資源の活用や社会生活力を高めるための総合的な支援を行っていく。また、当事者と接する中で見えてくる地域の課題に対して、社会資源の改善、開発等を提案する等、障害者が希望する暮らしを整えていくように努める。

2. 重点目標

- (1) 管理体制を見直し、個々の相談員の業務内容や進捗状況を把握することで、適切な助言や指導ができる体制を作れる。
- (2) 業務全体の見直しを行うことで超過勤務削減に努める。
- (3) 地域拠点相談支援センターとして相談体制の強化、事業所全体のレベルアップに取り組む。
- (4) 地域生活拠点支援センターとして、基幹相談支援センターと協力しながら地域の相談支援体制を強化する。
- (5) 拠点マネージャーを配置し、他拠点相談支援センターと協力しながら、予防的支援の対象者の把握や定期的な事例検討会の実施等、「地域の体制作り」に努める。
- (6) 現状の区内の相談支援体制に合わせ、他相談支援事業所も含めた高次脳機能障害者相談の流れ等を見直していく。

3. サービス・援助計画等

- (1) 障害者対象の総合相談、障害児者福祉サービスの利用援助を行う。
 - ①一般相談等、各種の相談に対応して情報を提供する。
 - ②福祉・保健医療サービス等を利用する際の援助を行う。
 - ③障害児支援利用計画書・サービス利用計画書の作成、サービス調整、モニタリングを行う。
 - ④障害区分の認定調査を実施する。
 - ⑤サービス担当者会議等を開催し、サービス調整会議に参加する。
 - ⑥障害者の緊急時に対応する等、区内関係事業所との連携を図る。
 - ⑦区障害者福祉課と連携し、利用者の生活を総合的に支援する。
- (2) 社会資源を活用するための支援を行う。
 - ①各種障害児者施設・サービス等の紹介を行う。
 - ②障害児者の外出（移動）の支援マネジメントを行う。
 - ③障害児者施策以外にも障害児者が利用できる社会資源の紹介を行う。
 - ④障害者の自主活動グループ等の情報を提供する。

- (3) 社会で生活するための能力を高める支援を行う。
 - ①生活技術を高めるための助言や支援を行う。
 - ②障害児者や家族の不安解消の為に、様々な関係作りを支援する。
- (4) 障害者によるピアカウンセリングの事務・連絡調整を行う。
- (5) 在宅の身体障害者を対象に、理学療法士等による訪問相談および車いす等の相談を行う。
- (6) 行政、障害児者施設、ヘルパー事業所、就労支援センター等とネットワークを構築し、連携を図る。
- (7) 自立支援協議会に参加する。
- (8) 在宅の重度身体障害者に対する巡回入浴車派遣の連絡調整全般を行う。
- (9) 高次脳機能障害者を対象に作業療法士の専門相談を実施する。

4. 会議・研修計画

- (1) 会議
 - ①支援センター会議を開催し支援センター全体で情報の共有を行う。
 - ②自立支援協議会専門部会や各連絡会に参加する。
- (2) 研修
 - ①ケアマネジメントの能力アップを図るための研修に参加する。
 - ②認定区分や相談に係る研修に参加する。

5. 職員配置

	管理者	相談員	拠点マネージャー	児童相談員	専任相談員(OT)
職員配置	1(兼務)	4	1(兼務)	1(兼務)	(2)

※OTは作業療法士の略

令和2年度 品川区障害者地域活動支援センター事業計画

1. 基本方針

創意的活動又は生産活動の機会を提供することにより、社会や地域の中で自らの意思で自立した日常生活を営む事や、社会活動に参加できる事を支援する事業を行う。在宅の障害者を対象にした日中活動や地域生活を支えるボランティア育成、啓発活動、介護人材育成事業を実施する。

2. 重点目標

- (1) 法人の中長期計画の課題（人権擁護、人材育成、収支改善）解決に向けて積極的に取り組む。
- (2) 移動支援従業者養成研修を開催し、介護人材育成事業に力を入れていく。
- (3) アンケート等を通して利用者のニーズを調査し、新たな講習会や講座の内容を検討していく。
- (4) ホームページを活用し、区民に活動状況を発信することで、施設や障害者の理解促進につなげる。
- (5) 新たなボランティア人材の確保と育成に努める。

3. サービス・支援計画等

(1) コミュニケーション支援

〈手話通訳派遣事業〉 〈要約筆記派遣事業〉

品川区の意思疎通支援事業の派遣事業を担う人材の育成や派遣調整を行う。

(2) 相談事業

社会資源の活用方法の助言・余暇活動など在宅障害者からの各種相談に応じていく。また、ボランティアの活動依頼や支援依頼には、各種事業やボランティア団体等を紹介し、ニーズとサービスを結び付けていく。

(3) 障害者の機能維持・生活能力向上等の支援に関する講座

〈ことばのリハビリ教室〉 脳血管障害等による失語症の言語訓練を実施する。

〈健康体操教室〉 二次障害予防のための身体能力維持のための体操を実施する。

〈各障害別生活講座〉 自立生活に必要なスキルの習得を目指して行う。

(4) 障害者の文化的な生活支援に関する教養講座、創意的活動の開催

〈造形ワークショップ〉 障害特性に関わらず、生活に文化的な要素を取り入れ、生きがいや当事者のスキルを引き出す支援の提供を行う。

(5) 障害者情報バリアフリー化支援事業

テーマ別教室や相談日において、パソコンに関する指導等を行う。

(6) 中途障害者向けコミュニケーション講座

中途障害者に対して、ニーズに合わせた特別講演会や講座を行う。

(7) 自主グループ支援

障害者・ボランティアが協力し、グループ活動を当事者間で行えるように支援を行う。

(8) 合同行事の開催

各教室の参加者（希望者）で年1回交流会を行う。

(9) ボランティア育成・啓発事業

〈点字講習会〉〈手話講習会〉〈朗読講習会〉

〈高次脳機能障害者サポート養成講座〉〈移動支援従業者養成研修〉

障害者の完全参加と平等という理念が区民に定着するための各種啓発事業を行う。また、講習会終了後にはボランティアとして活動できるよう、ボランティア団体とも連携していく。介護人材育成を目的として、移動支援従業者養成研修を開催する。

(10) 交流室

気軽に立ち寄り、仲間づくりや情報収集、相談等、生活に必要な情報を得られる場を提供する。

(11) 各種部屋等の貸し出し事業

- ・共同事務室等の部屋貸し出しを行う。
- ・障害者団体及びボランティア団体の活動を援助するため、ボランティア室等の場所の提供や事務機器等の貸し出しを行う。
- ・家庭での入浴が困難な在宅障害者に対して浴室を提供する。
- ・障害者に対し、車イス等の貸し出しを行う。

4. 研修・会議計画

(1) 対象者への理解を深め適切な支援につなげる為に、各種専門研修に参加する。

(2) 地域活動支援センターでの打ち合わせを随時実施する他、関係事業所との打ち合わせや担当者会議に参加する。

5. その他

地域の皆様に、障害者福祉への理解と促進を目的として次の事に取り組む。

- ・事業の見学を受け入れる。
- ・地域の社会資源を活用した事業実施をはかる。

6. 職員配置

	管理者	リーダー	指導員
職員配置	1（兼務）	1（兼務）	2

令和2年度 八潮中央保育園事業計画

1. 基本方針

- ・「元気な子」「思いやりのある子」「感性豊かな子」をめざす子ども像とし、保護者や地域の方と協力しながら子どもの心身の健やかな成長を第一に考えて保育を行っていく。
- ・様々な人との関わりを通して、成長にとって土台となる「人への信頼感」を養う。

2. 重点目標

(1) 職員の質の向上、

- ・園内における各階層に応じた役割を明確に伝え、役割に応じた任務を遂行するためには必要な研修に参加させる。また、各種会議や園内での取り組みに対して企画や運営に携わることで、能力向上、キャリアアップに繋げる。

(2) 大規模改修に向けての課題の整理や計画の策定

- ①2021年度に行われる大規模改修に向けて、現行の保育を見直し、改善につなげるもののや今後も継続してしていくこと等を精査し、職員間で積極的な意見交換を行う。
- ②他園の見学や研修を通して、改修の際の環境整備に活かしたり、日々の保育に対しての視野を広げる。

(3) 働きやすい職場づくり

- ①業務の手順や内容を整理し、効率化を進めることで職員の超過勤務を可能な限り減らし、ライフワークバランスを図る。
- ②全ての職員が気持ちよく働くために職場環境の整備を進めると共に、公の場で意見交換が行えるような雰囲気作りや、気が付いた点を伝え合い、改善に向かえるような関係構築に努める。

(4) 感染症対策、災害時の連携、対応について

- ①感染症拡大防止のための情報収集や医務と連携しての取り組み、保護者への協力要請、啓発に努める。
- ②備蓄品や防災物品を用いての実践的な訓練や研修を通し、防災への意識を高めるとともに、関係機関や保護者との連携の強化に努める。

3. 定員・目標稼働率

利用定員：90名 目標稼働率：100%

4. サービス・支援計画

(1) サービス全般

①開園時間 7：30～20：30

保育標準時間（11時間利用）と保育短時間（8時間利用）の通常保育時間外に、勤務時間に応じて延長夜間保育を行う。

②健康管理

園児の健康状態を細めに観察し、疾病の早期発見、感染症予防に努める。外気に触れ積極的に戸外活動を行うことで健康な身体作りを行う。

③給食

委託業者と協力し安定した給食提供を行う。食物アレルギー児に対しては、家庭での食事状況の把握に努め、主治医の指示のもと個々に合わせた対応を行う。

④一時保育

在宅で子育てをしている保護者が傷病や出産等の理由により保育が困難な場合に一時的に保育を行い支援する。

⑤地域交流

八潮内保育園・幼稚園、高齢施設、障害児施設との交流を行う。

(2) 日課

時間及び内容		時間及び内容	
7：30	順次登園・検温・視診	12：30	午睡
9：00	牛乳（乳児）	15：00	おやつ
9：45	活動	15：30	遊び
11：00	食事	18：30	降園（通常保育終了）

(3) 年間行事予定

月	内容	月	内容
4	対面式（3～5歳児）・春の健診 全体保護者会・クラス保護者会	11	勤労感謝施設訪問（幼児）・鑑賞会（地域含） クラス保護者会
5	親子遠足・触れ合い動物園（地域含）	12	生活発表会・クリスマス
6	園内宿泊保育（5歳児） 歯科検診	2	お楽しみ会（4歳児）・お別れ遠足（5歳児） クラス保護者会
7	すいか割り・ドーナツ祭	3	お別れ会（3～5歳児）・卒園式（4、5歳児）
9	敬老施設訪問（幼児）	毎月	誕生会・避難訓練・身体測定
10	運動会・芋掘り遠足（4、5歳児）		

5. 会議

会議名	開催日	参加職員
職員会議	第4木曜日	全職員
ケース会議	第3木曜日	園長・リーダー・保育士・看護師・栄養士
給食会議	第4木曜日	園長・リーダー・担当保育士・看護師・栄養士
役職会議	月2～3回	園長・リーダー
乳幼児ミーティング	月1～2回	リーダー・保育士・他
虐待防止委員会	月1回	園長・リーダー・乳幼児リーダー
サービス向上委員会	月1回	リーダー、栄養士、看護師、保育士

6. 職員配置

	管理者	保育士	栄養士	保育補助	看護師	事務員	嘱託医	計
常勤	1	17	1	0	1	2	0	22
非常勤	0	3	0	3	0	0	1	7
合計	1	20	1	3	1	2	1	29

令和2年度 かえで荘事業計画

1. 基本方針

- (1) 法人の理念に則り、利用者一人ひとりの夢や思いを大事にし、その有する能力に応じ自立した日常生活が営めることを目指す支援や介護を実践する。
- (2) 利用者の「人としての尊厳」を守る。
- (3) 利用者本位（主体）のサービス提供を行う。
- (4) 個別ニーズに対応すべく、「ケアプラン」に基づくサービス提供を実践する。
- (5) 複合施設のメリットを活かし、地域の福祉拠点として、地域（住民）とともに地域づくりを推進する。

2. 重点目標

- (1) 目標稼働率の確保⇒稼働率の向上を図り、収支改善に努め経営の安定化を目指す。管理部門では、継続して毎月生活相談員との打ち合わせを行い、次月以降の見通しを立て入所調整を進める。介護・医療部門では、日々のケア・看護を丁寧におこない、利用者の体調の変化への早期発見・早期対応につなげる。早期対応によりできるだけ入院期間を短くする。
- (2) 個別ケアの推進とチームケア ⇒ 利用者個々の日常生活における価値観をチームとして共有し、生活の質をあげる個別ケアにつなげていく。またチームケアの実践のために、職員間のコミュニケーション（声をかけ合うこと、日々の記録を残すこと、職種間の相互理解を深めること）を大事にする。
- (3) 医療連携と職員の専門性向上⇒ 利用者の重度高齢化に対応するため、医療・関係機関との連携強化を図る。また、介護士が医療的ケアを提供できるよう痰吸引等の研修を積極的に受講する。さらに職員の医療・介護の知識と技術の向上を図るために、内部・外部の研修受講を推進し、研修等で習得した情報の共有化にも努める。
- (4) 人への尊厳⇒その人が大切にしている事や大事にしている物を職員が知り続け大切にする。利用者の状態や病気に関わらず、ひとりの人として接する。
- (5) 品川区施設サービス向上研究会によるサービスの質の検証と向上 ⇒サービス向上計画に基づいたサービスの実践をP D C Aサイクルにておこなう。また、サービス向上委員会ほか各委員会、係活動の機能を強化し一層のサービス向上を図る。

3. 定員・目標稼働率

- (1) 特別養護老人ホーム 定員 80 名 目標稼働率 96%
- (2) 短期入所（ショートステイ） 定員 6 名（空床 4 名） 目標稼働率 93%

4. サービス・支援計画

(1) サービス全般

日常生活において、利用者の主体的な暮らしを支援するために、各職員が専門職としての自覚と責任を持ち、根拠に基づいた意図的な関わりを持つ。さらに利用者自らが持つ能力や意欲を引き出し、その力の発揮が十分出来るように個別担当制を取り入れ、きめ細かな支援につなげていきたい。

(2) 年間行事予定

月	内容	月	内容
4	お花見・散歩 個別外出	10	ふれあい寄席 法人紅葉フェスタ 個別外出
5	菖蒲湯 春の食事会 個別外出	11	秋のバイキング食事会 個別外出
6	個別外出 お楽しみ会	12	柚子湯 お楽しみ会
7	七夕 個別外出	1	新年交札会 お楽しみ会
8	カキ氷大会・夏のお楽しみ会 個別外出	2	節分 お楽しみ会
9	敬老祝い会・家族会 お月見（お楽しみ会）、個別外出	3	ボランティアの集い（法人） 個別外出、お花見、家族会

5. 会議

会議名	開催日	参加職員
職員会議	月1回	全職員
ケース会議	適宜	全職員
フロア一会議	随時	各フロア一職員、介護士リーダー、介護士など
医務連絡会	月1回	管理者、各専門職、介護士リーダー
生活相談員会議	月1回	管理者、生活相談員
サービス担当者会議	適宜	全職員
その他委員会	月1回	サービス向上・身体拘束・事故防止・感染症対策・虐待予防・褥瘡予防・医療的ケアの安全対策委員会他

6. 職員配置（短期入所所属含む・非常勤は常勤換算数）

	管理者	相談員等	介護士	看護師	栄養士	機能訓練	事務員	計
常勤	1	3	27	3	1	1	1	37
非常勤			3.7	0.8				4.5
合計	1	3	30.7	3.8	1	1	1	41.5

令和2年度 品川区立中延特別養護老人ホーム事業計画

1. 基本方針

- (1) 法人の理念に則り、利用者一人ひとりの夢や思いを大切にし、その有する能力に応じ自立した日常生活が営めることを目指す支援や介護を実践する。
- (2) 利用者の「人としての尊厳」を守る。
- (3) 利用者本位（主体）のサービス提供を行う。
- (4) 個別ニーズに対応すべく、「ケアプラン」に基づくサービス提供を実践する。
- (5) 地域の福祉拠点として、地域（住民）とともに地域づくりを推進する。

2. 重点目標

- (1) 値値観の共有を行う。⇒「何のために、誰のために、何を大事にしてケアを行うのか」等、全職員で利用者の権利擁護やケアに関する価値観を共有する。
- (2) 目標稼働率を確保し、収支改善を進め健全な事業所運営を目指す。⇒生活相談員を中心に多職種で連携し入所調整を迅速に行い、空床を作らない事で、収入を確保し経営の安定を図る。
- (3) ケアプランの理解と実践のために。⇒全職種のアセスメント力とモニタリング力を向上させ、カンファレンスを通しそれぞれが、それぞれの立場でケアプランの立案に関わり、その内容を熟知した上でケアにあたる。
- (4) 職員の資質向上を図る。⇒事業所内、法人内ののみならず、各種関係機関の研修受講を推進し、知識と技術の向上と習得に努める。また、チーム単位で年間のテーマを決めそれに対し実践・研究を行う。
- (5) 居室担当者の役割の明確化⇒アセスメントやモニタリング、居室の環境整備、健康管理や身だしなみ、拘縮予防等、居室担当者の役割を明確にする。
- (6) 地域に求められるショートステイ事業の提供を行う。⇒全職員が事業の必要性を理解し、介護支援専門員との連携により必要なサービスを提供する。緊急時においても、そのニーズに応え可能な限り受入を行う。
- (7) 品川区施設サービス向上研究会によるサービスの検証と向上を実施する。
- (8) 開設20年を越える事業所であり、建物・機械設備・介護機器などの経年劣化への対応と今後への対策を検討する。⇒大規模改修に向け、改修工事前に必要とされる工事や介護機器の購入について中期的な計画を作成する。
- (9) 地域の福祉拠点としての役割を果たす⇒地域ニーズの把握を行い、地域住民にイベント等を通じ施設を身近な場所と捉えてもらい、気軽に相談できる関係を構築し、誰もが安心して暮らせる町づくりを行う。

3. 定員・目標稼働率

- (1) 特別養護老人ホーム 定員 80名 目標稼働率 96%
- (2) 短期入所（ショートステイ） 定員 10名（空床4名） 目標稼働率 100%

4. サービス・支援計画

(1) サービス全般

- ① 介護支援専門員（生活相談員兼務）が要となり、適切なアセスメント（センター方式を活用）を実施し、利用者及びご家族の意向を伺いながら多職種参加のカンファレンスを行い、個々のニーズに応じ全員が合意できるケアプランを策定。各職種がケアプランに沿って、その専門性に応じたサービス提供を行う。
- ② 「看取り介護」については、本人、ご家族の意向を受け、慎重且つ丁寧なカンファレンスを重ね、本人が苦痛の無い時間を過ごす事ができるよう、全職員が協力して取り組んで行く。

(2) 年間行事予定

月	内容	月	内容
4	お花見、事業説明会	10	くつろぎ祭り 紅葉フェスタ（本部）
5	菖蒲湯	11	バイキング食事会
6	せせらぎコンサート	12	ゆず湯、もちつき
7	七夕	1	新年会
8	月遅れお盆 地域懇談会「なかのぶ会」	2	節分、総合防災訓練 地域懇談会「なかのぶ会」
9	敬老会・事業説明会・家族懇談会 例大祭・総合防災訓練	3	ボランティアの集い（本部）

5. 会議・研修

会議名	開催日	参加職員
役職連絡会	1~2/月	役職者・その他
フロア会議	1~2/月	生活相談員・介護職員・看護職員・その他
担当者会議	随時	本人、家族・生活相談員・介護職員・看護職員・その他
給食会議	1/月	管理栄養士・給食業者・介護職員・看護職員・その他
現任研修	1~2/月	役職者、介護士、看護師、管理栄養士、生活相談員
新任職員研修	1/月	新任職員、役職者
委員会活動	1~2/月	サービス向上、身体拘束廃止、事故防止、看取り、虐待防止（権利擁護）、感染症予防の各委員等

6. 職員配置（短期入所所属含む・非常勤は常勤換算数）

	管理者	相談員	介護士	看護師	栄養士	リハ	事務	計
常勤	2	2	26	1	1	1	1	34
非常勤			7.6	3.3		0.2		11.1
合計	2	2	33.6	4.3	1	1.2	1	45.1

令和2年度 品川区立八潮南特別養護老人ホーム事業計画

1. 基本方針

- (1) 法人の理念に則り、利用者一人ひとりの夢や思いを大事にし、その有する能力に応じ自立した日常生活が営めることを目指す支援や介護を実践する。
- (2) 利用者の「人としての尊厳」を守る。
- (3) 利用者本位（主体）のサービス提供を行う。
- (4) 個別ニーズに対応すべく、「ケアプラン」に基づくサービス提供を実践する。
- (5) 地域の福祉拠点として、地域（住民）とともに地域づくりを推進する。

2. 重点目標

- (1) 目標稼働率を確保し、収支改善に努めることで経営の安定化を図る。役職会議等の各種会議や、日々の生活相談員等との情報共有の中で、体調不調者への早期対応、退院調整を図る。また、入所調整については、週1回の打ち合わせの中で進捗を確認して稼働率の向上に努める。
- (2) 利用者ニーズに適切に応えるため、短期入所定員の一部を特養ホーム定員に変更する取り組みを行う。
- (3) 指定管理継続に向け、充分な検討を行う。
- (4) 利用者の生活する姿を尊重し、いかなる場合も虐待に繋がる行為の防止を徹底し、利用者一人ひとりにとっての安心や安全を優先する生活を実践する。
- (5) 事業所内の現任研修、法人内、各種関係機関の研修受講を通じ、職員の資質向上に努める。
- (6) 共通の行事実施や業務の見直しの中で、フロア間の連携を強化する。
- (7) 品川区施設サービス向上研究会によるセルフチェック等により、サービスの検証と向上を図る。また、サービス向上計画に基づいた実践を行う。
- (8) 相談対応の迅速化、ケアマネージャーとの連携等を進め、ショートステイ利用者の増加と、サービスの向上を図る。

3. 定員・目標稼働率

- (1) 特別養護老人ホーム 定員 81名 目標稼働率 96%
- (2) 短期入所（ショートステイ） 定員 19名（空床4名） 目標稼働率 90%

4. サービス・支援計画

(1) サービス全般

- ①アセスメントを踏まえ、施設サービス計画書（ケアプラン）を作成し、利用者本位の支援を実践する。必要に応じてその都度カンファレンスを行い、支援・介護の手段を修正し適切なサービスを提供する。そのなかで利用者個々の声や思いを引き出し、利用者主体の生活ができるよう支援する。

②体調の変化に対して早期対応、治療に繋げ、出来るだけ入院者を出さない健康管理を実践する。また、看取り介護、褥瘡予防、身体拘束廃止、介護事故の防止等について継続して取り組む。

③施設全体で余暇支援の向上に努め、利用者の生活に豊かさをもたらす支援を行う。

④ショートステイについて、できるだけ利用者・家族の意向を踏まえた支援を行い、その中でサービスの質の向上を図る。また、利用状況、地域のニーズを踏まえ、空床の活用を図る。

(2) 年間行事予定

月	内容	月	内容
4	お花見、団地内散策など	10	しなふく紅葉フェスタ (文化祭、法人本部)
5	菖蒲湯	11	お茶会など
6	お茶会など	12	ゆず湯 定期健康診断
7	七夕飾り	1	お正月、書初めなど
8	花火大会など	2	節分
9	お月見 総合防災訓練	3	ひな祭り ボランティアの集い (感謝の集い、法人本部)

5. 会議

会議名	開催日	参加職員
職員会議	第2火曜	施設長・総括リーダー・リーダー・生活相談員・ケアマネ・看護師・管理栄養士・機能訓練指導員・その他
役職会議	第4火曜	総括リーダー・リーダー・施設長
ケースカンファレンス	随時	ケアマネ・生活相談員・介護士・看護師・管理栄養士・機能訓練指導員・その他
フロア会議	随時	リーダー・介護士・他職種
給食会議	隔月	施設長・管理栄養士・リーダー・給食委託業者
委員会活動	月1回～ 隔月1回	事故防止、感染症予防、褥瘡予防、身体拘束適正化、虐待防止、サービス向上、看取り

6. 職員配置（短期入所所属含む・非常勤は常勤換算数）

	管理者	相談員等	介護士	看護師	栄養士	機能訓練	事務員	計
常勤	1	3	40	1	1	1	1	48
非常勤	0	0	5.4	2.9	0	0	0.5	9.8
合計	1	3	45.4	3.9	1	1	1.5	57.8

令和2年度 グループホーム八潮南事業計画

1. 基本方針

- (1) 最後まで、利用者が一人の人間として、その方で在り続けることを支援する。ホームに入居してもこれまでの生活が出来るだけ途切れることなく、利用者自身が生き生きと元気になるように支援する。
- (2) 利用者の有する能力に応じて、可能な限り自立した日常生活を営むことが出来るよう、常に何事においても利用者本人を中心置いて支援を行う。
- (3) 利用者一人ひとりが、八潮地区の「住民」としての生活を営む。

2. 重点目標

- (1) 「共に生活する」という意識を持ちながら、利用者が安心して生活できるよう、専門職としての支援や介護を実践する。
- (2) 事業所内、法人内、各種関係機関の研修受講を推進し、特にケアにおける職員の統一したスキルアップに努める。
- (3) 稼働率の向上、業務効率の改善、収支の改善により、経営の安定化をはかる。
- (4) ユニット相互の連携とともに、特養や近隣施設との交流を強化する。

3. 定員・目標稼働率

入居定員 18名、目標稼働率 98%

4. サービス・支援計画

(1) サービス全般

- ① アセスメントを踏まえ本人の生活する姿を共有し、利用者個々のサービス計画書（ケアプラン）を作成する。日常のケアにおいては本人の行動を必要以上に制限せず、言動の原因やその背景を探り、その意味を理解することにより、本人の気持ちに添った根拠あるケアを行なう。また、本人が自らの意志で日々の生活に主体的に取り組むことが出来るような働きかけを行う。
- ② 3食の食事を生活の軸と考え生活支援を実践する。献立、買い物、調理、盛り付けから食事をして片付けまでの一連の流れを大切にし、利用者と職員も共に行い、自立支援を実践する。
- ③ 買い物や散歩などの近隣外出の他、地域のお祭り、本部での行事などに参加し、地域交流を強化する。
- ④ 事故防止、健康管理、感染症予防等について強化し、本人の日常生活の小さな変化に気付き早期対応や予防に繋げる。
- ⑤ 事業所内で定期的に認知症ケアの委員会と研修を実施し、職員個々のスキルアップに繋げる。

(2) 日課

個別性を重視し、利用者自らが主体の時間軸による生活を支援する。

(3) 年間行事予定

月	内容	月	内容
4	お花見	10	しなふく紅葉フェスタ
5	ホタル観賞	11	
6		12	ゆず湯、クリスマス
7	七夕	1	お正月
8	八潮まつり	2	節分
9	お月見	3	ひな祭り

5. 会議

会議名	開催日	参加職員
職員会議	第2月曜日	全職員
ケース会議	第3火曜日	リーダー・介護士
ユニット会議	随時	リーダー・介護士
運営推進会議	隔月 最終金曜日	施設長・リーダー・家族・地域・関係機関
委員会活動	月1回～ 3月1回	虐待防止、サービス向上、身体的拘束適正化検討

6. 職員配置

	管理者		リーダー	計画作成	介護士	計
常勤	1		2	2(兼務)	12	15
非常勤					1.9	1.9
合計	1		2	2(兼務)	13.9	16.9

※計画作成担当者は介護士と兼務

令和2年度 品川区立中延在宅サービスセンター事業計画

1. 基本方針

- (1) 法人の理念に基づき、利用者一人ひとりの夢や思いを大切にしながら、通所により生き生きと毎日の生活が送れるようサービス提供を行う。
- (2) 「利用者の尊厳を守り一人ひとりを尊重したケア」を前提とし、特に人生の継続性の尊重、持っている生活能力の維持と活用を重視する。
- (3) 介護支援専門員が作成する「ケアプラン」における「通所介護事業所」の利用目的を全職員が共有し、それに基づいた「通所介護計画」を作成し、可能な限り個別のニーズに対応したサービス提供を行う。

2. 重点目標

- (1) 職員育成のため積極的に研修へ参加する。特に、人権擁護、認知症介護に重点を置き外部研修に参加、事務所内の現任研修を通して全職員で共有する。
- (2) 一般通所介護において共生型生活介護事業を開始し、区の障害福祉計画に沿って地域共生社会の実現を目指す。
- (3) 理学療法士と協働しながら認知症対応型通所介護のプログラム見直しをおこない、一般通所介護との差別化を図るとともに、サービスの質を向上させる。
- (4) 品川区介護予防・日常生活支援総合事業（通所型サービス）については、自立支援・介護予防の観点からリハビリ的な要素を取り入れ「介護を受ける」ためではなく「元気に楽しく過ごす生活」がイメージ出来、生きがい活動の場となるよう努める。
- (5) 地域密着型サービス（認知症対応型通所介護）に規定される運営推進会議を開催し、地域との連携を深め地域福祉の拠点となる事業所を目指す。
- (6) 一般介護予防事業「身近でトレーニング」の発展的事業として、担当理学療法士と協働しながら元参加者による住民主体の自主活動グループ作りをおこなう。

3. 定員・目標稼働率

通常規模型 月曜日～金曜日 定員 35名、土曜日 定員 20名 目標稼働率各 81%
認知症対応型 定員 12名 目標稼働率 60%

4. サービス・支援計画

- (1) サービス全般
 - ① ケアプランに基づき、適正なアセスメントを行い、利用者の有する能力の維持向上を主眼に置いた通所介護計画を作成する。その目標を、全職員で共有・共通理解をして、日常のケアで継続的に実践する。
 - ② 認知症対応型では、認知症の状態を正しく理解し、不安を取り除き利用者の気持ちに沿った関わりを通じて、安心に繋がるケアを行う。
 - ③ 送迎時に添乗の職員が同乗することにより、家族との情報交換を密に行う。

(2) 年間行事予定

月	内容	月	内容
4	お花見	10	くつろぎ祭り しなふく紅葉フェスタ（本部）
5	菖蒲湯	11	紅葉ドライブ 外食ツアーワーク
6	バスハイク	12	ゆず湯 餅つき・炊き出し防災訓練
7	七夕	1	新年会
8	すいか割り	2	節分、総合防災訓練 運営推進会議「なかのぶ会」
9	例大祭(町会盆踊り)、総合防災訓練 運営推進会議「なかのぶ会」	3	ひな祭り ボランティアの集い（本部）

5. 会議・研修

会議名	開催日	参加職員
職員会議・現任研修	1/月	管理者、生活相談員、介護職員、看護職員
ケース会議	2/月	管理者、生活相談員、介護職員、看護職員
給食会議	1/月	管理栄養士（特養）、介護職員、（給食業者）
サービス向上委員会	1/月	管理者、生活相談員、介護職員、看護職員
虐待防止委員会	1/月	管理者、生活相談員、介護職員、看護職員
運営推進会議 (認知症対応型通所介護)	2/年	管理者、生活相談員、介護職員、品川区職員、その他

6. 職員配置（非常勤職員は常勤換算数）

	管理者	生活相談員 (介護士兼務)	介護士	看護師	機能訓練指導員 (看護師・PT等)	計
常勤	1（兼務）	2	3	0	0	6
非常勤	0	3.6	4.6	2.4	0.4	11
合計	1（兼務）	5.6	7.6	2.4	0.4	17

令和2年度 品川区立八潮在宅サービスセンター事業計画

1. 基本方針

- (1) 法人の理念に基づき、利用者一人ひとりの夢や思いを大切にしながら、通所により生き生きと毎日の生活が送れるようサービス提供を行う。
- (2) 「利用者の尊厳を守り一人ひとりを尊重したケア」を前提とし、①人生の継続性の尊重②自己決定の尊重③持っている生活能力の維持と活用を重視する。
- (3) 介護支援専門員が作成する「ケアプラン」の「通所介護事業所」の利用目的を全職員が共有し、それに基づいた「通所介護計画」を作成し、実践する。

2. 重点目標

- (1) サービスセンターの役割を職員全員が把握し、すべての利用者、家族、介護者に対して人格を尊重した接遇とサービス提供を行なう。
- (2) 認知症の症状のある利用者に対しても、不~~安~~感を取り除きその人らしく生活できる支援を行なうよう、認知症ケアの充実に努める。
- (3) 福祉施設としての機能を十分に活用し、介護者、家族、地域住民等のニーズへの対応も積極的に行なう。
- (4) 八潮在宅介護支援センター等介護支援専門員との連携を深め、迅速かつ適切なサービス提供を行う。
- (5) 軽度認知症高齢者支援プログラムに対し、積極的に取り組む。

3. 定員・目標稼働率

月曜日～金曜日 定員各 35名、土曜日 定員 20名 目標稼働率 80%

4. サービス・支援計画

(1) サービス全般

- ①サービスセンターに関わるすべての利用者、家族、関係者等に対して、職員一人一人がどのような場合にも相手を尊重した言葉遣いと態度で接することを徹底する。
- ②利用者及びその家族の要望と日常生活の状況に基づき、適切な通所介護計画を作成し、評価していく。
- ③自由クラブ、サークル活動等、利用者の要望に添って楽しく満足度の高い多様なプログラムを提供する。
- ④品川区総合事業における「いきいき活動支援プログラム」について、利用者主体のプログラムを工夫して取り組んでいく。
- ⑤機能訓練は理学療法士、介護士、看護師が連携して実施する。
- ⑥利用者の体調の維持管理、感染症の予防に努め、家族や主治医、介護支援専門員と連携して対応する。
- ⑦給食について、委託業者と共に給食会議の実施、検食簿の活用などを通じ、満足度の高い食事を提供していく。
- ⑧地域開放事業や介護教室を定期的に実施し、地域福祉力の向上に寄与する。

(2) 年間行事予定

月	内容	月	内容
4	お花見 事業説明会	10	外出プログラム しなふく紅葉フェスタ（本部）
5	しょうぶ湯・家族懇談会	11	外出プログラム
6	介護者教室	12	ゆず湯 クリスマスコンサート(地域開放事業)
7	カフェぽっかぽか(地域開放事業)	1	介護者教室
8	ひのき湯	2	カフェぽっかぽか(地域開放事業)
9	外出プログラム 介護者教室	3	お花見

5. 会議・研修

会議名	開催日	参加職員
職員会議・現任研修	月1回	管理者、生活相談員、介護職員、看護職員 (在宅介護支援センター職員含む)
業務会議	月1回	管理者、生活相談員、介護職員、看護職員
ケース会議	月1回	管理者、生活相談員、介護職員、看護職員
給食会議	月1回	担当職員、サンかもめ、委託業者合同
虐待防止委員会	月1回	管理者、生活相談員、介護職員、看護職員 (在宅介護支援センター職員含む)

6. 職員配置

	管理者	生活相談員 (介護士兼務)	介護士	看護師 (介護士兼務)	機能訓練指導員 (PT)	計
常勤	1	5 (リーダー含)	2	0	0	7
非常勤	0	0	1.2	1.6	0.4	3.2
合計	1	5	3.2	1.6	0.4	10.2

令和2年度 品川区立大井在宅サービスセンター事業計画

1. 基本方針

- (1) 法人の理念に基づき、利用者一人ひとりの夢や思いを大切にしながら、通所により生き生きと毎日の生活が送れるようサービス提供を行う。
- (2) 「利用者の尊厳を守り一人ひとりを尊重したケア」を前提とし、特に、人生の継続性の尊重、自己決定の尊重、持っている生活能力の維持と活用を重視する。
- (3) 介護支援専門員が作成する「ケアプラン」における「通所介護事業所」の利用目的を全職員が共有し、それに基づいた「通所介護計画」を作成し、可能な限り個別のニーズに対応したサービス提供を行う。

2. 重点目標

- (1) フロアの改修工事を行い、作業療法士によるリハビリを充実させることで、サービス内容のセールスポイントを向上させ、低迷している稼働率を上げ収支の悪化を改善する。
- (2) 副施設長を配置し、業務・サービス管理を強化、経営改善を進める。
- (3) 人権擁護や認知症介護に重点をおいた研修に参加し、職員教育を充実させる。
- (4) 認知症対応型通所介護は、地域との連携と透明性明示のため、運営推進会議を利用者、利用者の家族、市区町村の職員または地域包括支援センターの職員等を招集し、6か月に一回開催する。
- (5) 認知症対応型通所介護は、<認知症の人のためのケアマネジメントセンター方式>を用い、家族・ケアマネージャー・各サービス事業者と情報を共有しつつサービスを提供する。
- (6) 通所介護では、品川区介護予防日常支援総合事業のサービスの充実を図る。
- (7) 近隣の児童施設との相互交流を継続する。
- (8) 福祉施設としての機能を十分に活用し、介護者、家族、地域住民等のニーズへの対応も積極的に行う。
- (9) 大井三丁目高齢者憩いの場で実施されている、地域ミニデイ卒業者のための、介護予防体操教室を継続する。

3. 定員・目標稼働率

通常規模型	月曜日～土曜日	定員 35 名	目標稼働率各 8 3 %
認知症対応型	月曜日～土曜日	定員 12 名	目標稼働率 4 8 %

4. サービス・支援計画

- (1) サービス全般

- ・ ケアプランに基づき、適正なアセスメントを行い、利用者本人が本来持っている生活能力を正確に見極め、可能な限りその有する能力が発揮できるような通所介護計画を作成し、その目標を全職員で共有・共通理解をして、日常のケアで継続的に実践する。
- ・ 認知症対応型通所介護においては、利用者ご本人の容態やベースを踏まえた臨機応変のケアを実践し、また介護支援専門員と連携し介護者への継続的な支援を行う。

(2) 年間行事予定

月	内容	月	内容
4	お花見、家族懇談会、運営推進会議	10	運営推進会議、地域開放事業
5	しょうぶ湯	11	紅葉ドライブ・ハロウィーン
6	介護者教室	12	餅つき・ゆず湯
7	夏祭り	1	初詣
8	すいか割り	2	節分、お花見（梅）
9	敬老食事会、介護者教室	3	お花見（桜）、介護者教室

5. 会議・研修

会議名	開催日	参加職員
職員会議	月1回	管理者、生活相談員、介護職員、看護職員 (在宅介護支援センター職員含む)
サービス向上委員会	月1回	管理者、生活相談員、介護職員、看護職員
ケース会議・現任研修	月1回	管理者、生活相談員、介護職員、看護職員
虐待防止委員会	月1回	管理者、生活相談員、介護職員、看護職員 (在宅介護支援センター職員含む)
運営推進会議 <small>(認知症対応型通所介護)</small>	年2回	管理者、生活相談員、区職員、民生委員、町会役員、利用者家族

6. 職員配置(非常勤職員は常勤換算)

	管理者	生活相談員 (介護士兼務)	介護士	看護師	機能訓練指導員 (作業療法士)	計
常勤	2	5	5	0	0	12
非常勤	0	0	4.5	2.5	0.5	7.5
合計	2	5	9.5	2.5	0.5	19.5

令和2年度 品川区中延在宅介護支援センター事業計画

1. 基本方針

- (1) 品川区の地域包括ケアの構築に向けて、介護保険法および「品川区介護保険事業計画（いきいき計画21）」・「品川区在宅介護支援システム」に基づき、「居宅介護支援事業者」として、また「(地域型)在宅介護支援センター」および「品川区地域包括支援センター」としての役割を十分に認識し、サービス提供を行う。
- (2) 一人ひとりの「夢」「思い」を大切にし、身近な地域での総合相談窓口として、利用者本位の総合的なサービスマネジメントを行なう。
- (3) できる限り住み慣れた我が家で暮らすために、品川区との協働を基盤に、地域住民や自治会、民生委員、医療機関、サービス提供機関、ボランティア等の関係者と連携し、在宅介護支援センターが核となって地域のネットワークを構築することにより、支えあいの仕組みづくりを推進する。

2. 重点目標

- (1) 地域包括支援センターの機能【①総合的な相談窓口・虐待防止等の権利擁護機能 ②介護予防マネジメント ③包括的・継続的マネジメント】及び、居宅介護支援事業者の機能を充実させ、利用者一人ひとりに対し、公正中立なケアマネジメントを実施する。
- (2) ケアマネジメントの自己点検及び進行管理と合わせ、管理者が一元的管理を行いつつ在宅介護支援センター間相互点検を定期的に行なうことで法令遵守を徹底する。
- (3) 地域共生社会の実現に向け、障害者の相談を身近な地域で受けられるよう併設の中延障害者計画相談支援事業所と連携し相談支援事業を実施する。

3. サービス・援助計画

(1) マネジメント

介護支援専門員ひとりあたりの担当ケース数は、介護給付担当35件、予防給付担当60件（事業対象者を含む）とする。それぞれが利用者及び家族の要望等をしっかりと聞き、生活の状況、ニーズについて適切にアセスメントを行ない個別ニーズに対応した適切なケアプランを作成し、利用者本位の在宅生活が継続できるよう、自立に向けて支援する。

(2) 高齢者実態把握

地域の高齢者が、要支援・要介護状態に陥らないように早めの対応が実施できるよう、要介護認定調査、基本チェックリスト等の情報を有効に活用する。同時に民生委員や近隣の住民等からの連絡などに迅速に対応する。

(3) 認知症に関する事業

- ① 認知症サポーター養成事業、認知症サポーターレベルアップ事業の実施。
- ② 認知症の人とその家族が安心して暮らせる地域づくりを推進するため、

認知症疾患医療センター等の専門機関と連携を図る。

- ③ 高齢者虐待問題については、法律に基づき策定された「品川区高齢者虐待防止対策推進要綱」に則り、組織的・体系的に取り組む。
- ④ 成年後見制度については制度理解を深めるとともに、品川成年後見センターとの連携を図り、判断能力の低下に対応した高齢者の権利擁護に努める。

(4) 地域づくり及び連携

- ① 認知症サポーター養成講座等を通じ、認知症に対する地域住民の理解と対応力向上を推進する。また地域住民からも期待され、地域に生じている様々な福祉ニーズを直視し、その解決に向け努力すると同時に地域福祉力の向上を図る。
- ② 地域包括ケアシステムを推進することを目的とした「品川区地域ケア会議」の一端を担う「地区別地域ケア会議（地区ケア会議）」の機能を強化する。
- ③ 法人本部（八潮）で実施される「オレンジカフェしなふく」に定期的に介護支援専門員が出向き、気軽に相談できる体制を作る。

(5) チームワーク

在宅介護支援センターの業務を常に安定した精神状態・職場環境で業務に取り組めるよう、管理者が中心となり、職員への適切な指導・助言を行い、チームワーク・相互啓発を機能させる。

(6) 職員教育

- ① 職員の専門知識とマネジメント技術の向上を図るため、品川福祉カレッジ（障害版も含む）の活用の他、各種の研修に参加する。
- ② 研修で学んだ内容を事業所内で周知させるため、現任研修を実施する。

5. 会議・研修

会議名	開催日	参加職員
職員会議・現任研修 サービス向上委員会	月 1回	介護支援専門員（デイサービス職員含む）
定例会議	週 1回	介護支援専門員
地区ケア会議	月 1回	介護支援専門員、品川区高齢者福祉課職員、保健センター他関係機関、サービス事業所等
虐待防止委員会	月 1回	介護支援専門員（デイサービス職員含む）

6. 職員配置

	施設長	管理者 (リーダー)	介護支援 専門員	主任介護支援 専門員 (管理者含む)	計
常 勤	1	1	6	3	11
非常勤	0	0	1	0	1
合 計	1	1	7	3	12

令和2年度 品川区中延障害者計画相談支援事業所事業計画

1. 基本方針

- (1) 障害者の自立と社会参加の促進を図るため、地域のあらゆる資源を視野に、一般相談を入り口として、福祉サービスの利用支援、社会資源の活用や社会生活力を高めるための総合的な支援をおこなっていく。
- (2) 地域共生社会の実現に向けて、高齢者福祉施策との連携や活用支援を図り高齢障害者に対する包括的な相談支援を行うものとする。

2. 重点目標

- (1) 拠点支援センターである品川区障害者生活支援センター等と常に連携を取りながら、荏原地区における高齢障害者の支援ニーズを把握し、支援をおこなう。
- (2) 個人情報の管理、サービス利用計画書の作成チェック体制強化等を通じて適正な業務管理をおこなうとともに、虐待防止に努め、権利擁護を意識した支援をおこない、法令遵守を徹底する。
- (3) 高齢者施策との連携を進めるため、併設の中延在宅介護支援センター等とも連携しながら相談支援事業を実施する。

3. 計画・相談・支援

(1) 障害者対象の総合相談、障害者福祉サービスの利用援助

- ① 一般相談等、各種の相談に対応して情報を提供する。
- ② 福祉・医療保健サービス等を利用する際の援助を行う。
- ③ サービス利用計画書を作成、サービス調整、モニタリングを行う。
- ④ サービス担当者会議等を開催、サービス調整会議に参加する。
- ⑤ 障害者の緊急時に対応する等、区内障害者関係事業所との連携を図る。
- ⑥ 品川区障害者福祉課と連携を強化、利用者の生活を総合的に支援する。

(2) 社会資源の活用支援

- ① 各種障害者施設・サービス等の紹介を行う。
- ② 障害者の外出（移動）の支援マネジメントを行う。
- ③ 障害者施策以外にも、障害者が利用できる社会資源の紹介を行う。
- ④ 障害者の自主活動グループ等の情報を提供する。

(3) 社会で生活するための能力を高める支援

- ① 生活技術を高めるための助言や支援を行う。
- ② 障害者や家族の不安解消や、協力関係作りを行う。

(4) 行政・各障害者施設・各ヘルパー事業所・就労支援センター等との連携
事業を遂行する上で関係事業所と定期的に、また必要時に会議や研修等を通じて連携を図る。

4. 会議・研修計画

会議・研修等名	開催日	参加職員
職員会議・現任研修 サービス向上委員会	月 1回	相談支援専門員、管理者 ＊中延在宅介護支援センターや品川区障害者生活支援センターと合同の場合あり
相談支援事業所連絡会 自立支援協議会 専門部会	開催時	相談支援専門員、管理者、品川区障害者福祉課等関係者
地区ケア会議	月 1回	相談支援専門員、管理者、高齢者福祉課、在宅介護支援センター、保健センター他関係機関、サービス事業所等
虐待防止委員会 (研修)	月 1回	相談支援専門員、管理者 ＊中延在宅介護支援センターや品川区障害者生活支援センター等と合同の場合あり

5. 職員配置

	管理者	主任相談支援 専門員 (兼任)	計
常 勤	1	1	1
非常勤	0	0	0
合 計	1	1	1

令和2年度 品川区八潮在宅介護支援センター事業計画

1. 基本方針

- (1) 品川区の地域包括ケアの構築に向けて、介護保険法および「品川区介護保険事業計画（いきいき計画21）」・「品川区在宅介護支援システム」に基づき、「居宅介護支援事業者」として、また「（地域型）在宅介護支援センター」および「品川区地域包括支援センター」としての役割を十分に認識し、サービス提供を行う。
- (2) 法人理念に基づき、身近な地域での総合相談窓口として、利用者本位の総合的なサービスマネジメントを行なう。
- (3) できる限り住み慣れた我が家で暮らすために、地域住民、医療機関、サービス提供機関、ボランティア等の関係者と連携し、在宅介護支援センターが核となって地域のネットワークを構築することにより、支えあいの仕組みづくりを推進する。

2. 重点目標

- (1) 地域包括支援センターの機能【①総合的な相談窓口・虐待防止等の権利擁護機能 ②介護予防マネジメント ③包括的・継続的マネジメント】及び、居宅介護支援事業者の機能を充実させ、利用者一人ひとりに対し、公正中立なケアマネジメントを実施する。
- (2) 品川区との協働を基盤に、地域住民や自治会、民生委員、ボランティア等の関係機関と連携し地域福祉力の向上を図る。
- (3) ケアマネジメントの自己点検及び進行管理と合わせ、管理者が一元的管理を行いつつ在支間相互点検を定期的に行うことで法令遵守を徹底する。
- (4) 認知症高齢者の状況把握とともに、八潮地区の各事業所と連携し、地域で支える仕組みづくりと居場所づくりを進めていく。
- (5) 地域包括ケアシステムを推進することを目的とした「品川区地域ケア会議」の一端を担う「地域ケア会議」の機能を強化する。その中で、事例検討や関係機関との連携を図っていく。

3. サービス・援助計画

- (1) 予防給付(総合事業)対象担当者（地域包括支援センター）と、介護給付対象担当者に役割を分担してマネジメントを行なう。予防担当者は1名あたり60ケースを、介護担当者は1名あたり35ケースを上限として担当する。
- (2) 利用者及び家族の要望等をしっかりと聞き、生活の状況、ニーズについて適切にアセスメントを行なう。個別ニーズに対応した適切なケアプランを作成し、利用者本位の在宅生活が継続できるよう、自立にむけて支援する。
- (3) アセスメント、ケアプラン作成、担当者会議、ケアプラン交付、給付管

理等一連のケアマネジメントを適切に行う。

- (4) 地域の高齢者が、要支援・要介護状態に陥らないように早めの対応が実施できるよう、要介護認定調査、基本チェックリスト等の情報を有効に活用する。同時に民生委員や近隣の住民等からの連絡などに迅速に対応する。
- (5) 認知症のある高齢者の在宅支援については、特に本人の不安を軽減し、家族の支援を重視して対応する。品川区及び保健・医療機関およびサービス提供機関の専門性が有効に発揮出来るよう連絡調整を行なう。また、認知症サポーター養成事業、認知症サポーターレベルアップ事業を実施する。
- (6) 高齢者虐待問題については、法律に基づき策定された「品川区高齢者虐待防止対策推進要綱」に則り、組織的・体系的に取り組む。
- (7) 成年後見制度については制度理解を深めるとともに、品川成年後見センターとの連携を図り、判断能力が低下した高齢者の権利擁護に努める。
- (8) 自治会等の地域の活動に積極的に協力し、地域づくりを推進する。
- (9) 在宅介護支援センターの業務は個人で行うため精神的な負担感も大きい。常に安定した精神状態・職場環境で業務に取り組めるよう、管理者を中心となり職員への適切な指導・助言を行い、個人ではなくチームに所属していることを意識する。
- (10) 居宅介護支援事業所として、適切な給付管理、文書管理等を行うため、管理体制を整える。
- (11) 八潮在宅サービスセンター、八潮シルバービア及び地域住民と連携し、自衛消防訓練に参加する。大規模災害に対しては、災害時事業継続計画に基づき、それに則った要援護者名簿の作成等を実施し対応できるようにする。

5. 会議・研修

会議名	開催日	参加職員
職員会議・現任研修	月 1回	介護支援専門員（デイサービス職員含む）
支援センター会議	月 1回	介護支援専門員
地区ケア会議	月 1回	介護支援専門員、高齢者福祉課、保健センター他関係機関、区社協職員、介護事業所等
虐待防止委員会	月 1回	介護支援専門員（デイサービス職員含む）

6. 職員配置

	施設長	介護支援専門員 リーダー(管理者)	介護支援専門員	主任介護支援専門員（再掲）	計
常 勤	1	1	7	3	8
非常勤	0	0	1	0	1
合 計	1	1	8	3	9

令和2年度 品川区大井在宅介護支援センター事業計画

1. 基本方針

- (1) 介護保険法および「品川区介護保険事業計画（品川区いきいき計画21）」・「品川区在宅介護支援システム」に基づき、「居宅介護支援事業所」として、また「(地域型)在宅介護支援センター」および「品川区地域包括支援センター」としての役割を十分に認識し、サービス提供を行う。
- (2) 一人ひとりの「夢」「思い」を大切にし、身近な地域の総合相談窓口として、利用者本位の総合的なサービスマネジメントを行なう。
- (3) できる限り住み慣れた我が家で暮らすために、品川区との協働を基盤に、地域住民や自治会、民生委員、医療機関、サービス提供機関、ボランティア等の関係者と連携し、在宅介護支援センターが核となって地域のネットワークを構築することにより、支え合いの仕組みづくりを推進する。

2. 重点目標

- (1) 地域包括支援センターの機能【①総合的な相談窓口・虐待防止等の権利擁護機能②介護予防マネジメント③包括的・継続的マネジメント】及び、居宅介護支援事業所の機能を充実させ、利用者一人ひとりに対し、公正中立なケアマネジメントを実施する。
- (2) ケアマネジメントの自己点検及び進行管理と合わせ、管理者が一元的管理を行いつつ在宅介護支援センター間相互点検を定期的に行なうことで法令遵守を徹底する。
- (3) 地域包括ケアシステムを推進することを目的とした「品川区地域ケア会議」の一端を担う「地区別地域ケア会議（地区ケア会議）」の機能を強化する。大井第二在宅介護支援センターと合同の地区ケア会議を継続実施し、事例検討会などの他、関係機関と共に各種サービスや地域の情報交換、情報共有を行ない、連携機能を強化させる。

3. サービス・支援計画

- (1) マネジメント
介護支援専門員ひとりあたりの担当ケース数は、介護給付担当35件、予防給付担当60件を上限とする。生活の状況、ニーズについて適切にアセスメントを行ない個別ニーズに対応した適切なケアプランを作成し、利用者本位の在宅生活が継続できるよう、自立に向けて支援する。
- (2) 高齢者実態把握
地域の高齢者が、要支援・要介護状態に陥らないように早めの対応が実施できるよう、要介護認定調査、基本チェックリスト等の情報を有効に活用し、地域全体を見守っていく
- (3) 認知症に関する事業
① 認知症カフェ、認知症サポーター養成、認知症サポーターレベルアップ事業の実施。

- ② 認知症早期発見・早期診断推進事業の活動を通じてアウトリーチチームの専門職と相互の連携を図る。
- ③ 高齢者虐待問題については、法律に基づき策定された「品川区高齢者虐待防止対策推進要綱」に則り、組織的・体系的に取り組む。
- ④ 成年後見制度について制度理解を深めるとともに、品川成年後見センターとの連携を図り、判断能力が低下した高齢者の権利擁護に努める。

(4) 地域づくりおよび連携

- ① 大井3丁目高齢者憩の家と協力し、認知症カフェ・認知症サポーター養成およびレベルアップ講座などを開催する。また日頃から「気軽に立ち寄って相談ができるセンター」になるよう地域住民との関係づくりに努め地域の福祉拠点を目指す。
- ② 法人本部（八潮）で実施される「オレンジカフェしなふく」に定期的に介護支援専門員が出向き、気軽に相談できる体制を作る。
- ③ 認知症のある高齢者の在宅支援について、特に保健・医療機関および品川区高齢者福祉課や各サービス提供機関と連携を強く図り、それぞれの専門性が有機的に發揮出来るような支援に努める。
- ④ 利用者（総合事業及び介護給付対象者）およびそのご家族のみならず、地域住民からも期待され、地域に生じている様々な福祉ニーズを直視し、その解決に向け努力すると同時に地域福祉力の向上を図る。

(5) 職員教育

- ① 職員の専門知識とマネジメント技術の向上を図るため、品川福祉カレッジ（障害版も含む）の活用の他、各種の研修に参加する。
- ② 研修で学んだ内容を事業所内で周知させるため、現任研修を実施する。

4. 会議・研修

会議名	開催日	参加職員
職員会議・現任研修	月1回	介護支援専門員（デイサービス職員含む）
定例会議	週1回	介護支援専門員
地区ケア会議	月1回	介護支援専門員、地区のケアマネジャー、保健師、社会福祉協議会職員、病院相談員、品川区高齢者福祉課職員
虐待防止委員会	月1回	介護支援専門員（デイサービス職員含む）

5. 職員配置

	管理者	介護支援専門員リーダー	介護支援専門員	主任	計
				介護支援専門員 (再掲)	
常勤	1	1(管理者兼務)	4	2	5
非常勤	0	0	0	0	0
合計	1	1	4	2	5

令和2年度 品川区大井第二在宅介護支援センター事業計画

1. 基本方針

- (1) 介護保険法および「品川区介護保険事業計画（品川区いきいき計画21）」・「品川区在宅介護支援システム」に基づき、「居宅介護支援事業所」として、また「(地域型)在宅介護支援センター」および「品川区地域包括支援センター」としての役割を十分に認識し、サービス提供を行う。
- (2) 一人ひとりの「夢」「思い」を大切にし、身近な地域での総合相談窓口として、利用者本位の総合的なサービスマネジメントを行なう。
- (3) できる限り住み慣れた我が家で暮らすために、品川区との協働を基盤に、地域住民や自治会、民生委員、医療機関、サービス提供機関、ボランティア等の関係者と連携し、在宅介護支援センターが核となって地域のネットワークを構築することにより、支え合いの仕組みづくりを推進する。

2. 重点目標

- (1) 地域包括支援センターの機能【①総合的な相談窓口・虐待防止等の権利擁護機能 ②介護予防マネジメント ③包括的・継続的マネジメント】及び、居宅介護支援事業所の機能を充実させ、利用者一人ひとりに対し、公正中立なケアマネジメントを実施する。
- (2) ケアマネジメントの自己点検及び進行管理と合わせ、管理者が一元的管理を行いつつ在宅介護支援センター間相互点検を定期的に行なうことで法令遵守を徹底する。
- (3) 地域包括ケアシステムを推進することを目的とした「品川区地域ケア会議」の一端を担う「地区別地域ケア会議（地区ケア会議）」の機能を強化する。大井第二在宅介護支援センターと合同の地区ケア会議を継続実施し、事例検討会などの他、関係機関と共に各種サービスや地域の情報交換、情報共有を行ない、連携機能を強化させる。

3. サービス・援助計画

(1) マネジメント

介護支援専門員ひとりあたりの担当ケース数は、概ね介護給付担当35件、予防給付担当60件（総合事業を含む）とする。生活の状況、ニーズについて適切にアセスメントを行ない個別ニーズに対応した適切なケアプランを作成し、利用者本位の在宅生活が継続できるよう、自立に向けて支援する。

(2) 高齢者実態把握

地域の高齢者が、要支援・要介護状態に陥らないように早めの対応が実施できるよう、基本チェックリスト等の情報を有効に活用する。同時に民生委員や近隣の住民等からの連絡などに迅速に対応する。

夏期には、熱中症予防に対する呼びかけし啓発活動をおこなう。

(3) 認知症に関する事業

- ① 認知症サポーター養成事業、認知症サポーターレベルアップ事業の実施。
- ② 認知症総合支援事業の実施にあたってはこれまでの取組みを充実させ、区や医療・関係機関と連携して認知症高齢者を地域で支える体制を構築する。

- ③ 高齢者虐待問題については、法律に基づき策定された「品川区高齢者虐待防止対策推進要綱」に則り、組織的・体系的に取り組む。
- ④ 成年後見制度については制度理解を深めるとともに、品川成年後見センターとの連携を図り、判断能力が低下した高齢者の権利擁護に努める。

(4) 地域づくりおよび連携

- ① 大井三丁目憩いの場については大井在宅介護支援センターと協力し、高齢者、地域住民が活用できる施設になるよう活動支援していく。
- ② 顔のみえる関係づくりを推進するために今後も引き続き大井地区で活動する介護関連事業所との連携強化を図っていく。
- ③ 法人本部（八潮）で実施される「オレンジカフェしなふく」に定期的に介護支援専門員が出向き、気軽に相談できる体制を作る。
- ④ 民生委員との関係づくりも同様、定期学習会等を通じて互いの理解を深め協力体制を図っていく。

(5) 医療連携

医療機関や施設等の入退院、入退所時の利用者情報の共有に努め、保健、医療、福祉との連携を強化する。

(6) 職員教育

- ① 職員の専門知識とマネジメント技術の向上を図るため、品川福祉カレッジ及び外部研修等に参加する。また、毎月部内現任研修を継続する。
- ② 指導的な人材の育成を積極的に進める。メンター制度の活用。
- ③ 法人で取り組む人権擁護を意識し、人権に関する外部研修に積極的に参加し、現任研修等で情報共有し、各職員の人権意識を高める。

4. 会議・研修

会議名	開催日	参加職員
職員会議・現任研修	月 1回	介護支援専門員（デイサービス職員含む）
定例会議	週 1回	介護支援専門員
地区ケア会議	月 1回	介護支援専門員、地区のケアマネジャー、保健師、社会福祉協議会職員、病院相談員、品川区高齢者福祉課職員
虐待防止委員会	月 1回	介護支援専門員（デイサービス職員含む）

5. 職員配置

	管理者	介護支援専門員リーダー	介護支援専門員	主任 介護支援専門員 (再掲)	計
常 勤	1	1(管理者兼務)	6	2	7
非常勤	0	0	0	0	0
合 計	1	1	6	2	7

令和2年度 品川区立八潮わかくさ荘事業計画

1. 基本方針

- (1) 法人理念に基づき、入居者（40名）の自立した安全な日常生活を支援する。高齢単身であるため、緊急時の対応、健康管理や日常生活にかかる相談及び軽微な援助（電球の交換など）等にも臨機に対応する。
- (2) 建物の維持保全、防火管理、管理人業務を法人として適切に行なう。
- (3) 地域と連携し、防犯、防災、地域活動等の情報提供を行う。

2. 重点目標

- (1) 入居者の高齢化が進み、体調、精神面で不安を訴える方が増えている。日常の状態の変化を把握できるよう努め、必要な相談機関やサービス利用等の連携を図れるように支援する。
- (2) 災害対策について、八潮在宅サービスセンター、在宅介護支援センター、ワーデン（管理人）、地域の防災関係者と連携する。
- (3) 詐欺や不審者の侵入防止等防犯に努め、入居者が安心して生活を営めるように支援する。

3. サービス・援助計画

(1) サービス提供体制

24時間体制で以下の管理人(ワーデン)業務を直営で行なう。

- ①病気、事故の緊急時における救急対応及び保証人、関係機関への連絡。
- ②日常的な入居者の安否確認(生活リズムオンシステム)

(2) 建物管理

施設設備の専門的な保守管理全般は、法人営繕が担当し、必要な部分を業者に委託する。

(3) 費用徴収

共益費及び東京熱供給(株)使用料に関する収納、支払い業務を実施する。

4. 防災関係

八潮シルバービア総合防災訓練、60号棟との合同訓練、八潮地区防災訓練へ参加する。

5. 個人情報の取り扱い

個人情報保護関係法令、（区条例、）法人保護規程、同取扱い要領等を遵守し、個人情報の適切な収集、利用及び提供を実施する。

6. 職員配置

	ワーデン（管理人）
非常勤職員	3

- ・日曜日以外の日中は八潮在宅サービスセンターの職員が、緊急通報システムの管理を行なう。

令和2年度 品川区立大井倉田わかくさ荘 事業計画

1. 基本方針

大井倉田わかくさ荘は、総戸数8戸の高齢者住宅である。品川区立高齢者住宅条例および当法人の理念・方針に基づき、入居者の自立した安全な日常生活の確保を目指していく。建物の保全、維持管理、防火管理、管理人業務を法人として適切に行う。また、日中の安全管理システム等の対応は、隣接する在宅サービスセンター、在宅介護支援センターの職員が臨機応変に速やかな対応を行う。入居者および警備会社との連絡、高齢者地域支援課・各種関連事業所との調整などは所長が中心となり行うこととする。

2. 重点目標

- (1) 入居者の安全と詐欺等の防犯抑止力を高めるため、防犯カメラの設置する
- (2) 見守りをしっかりと行い、孤独死および詐欺被害が発生しない。
- (3) 要介護度が多少進んでも住み続けられる、必要な支援につなげられる。
- (4) 設備老朽化が進んでおり、居室、建物全体について日頃から居住者の情報を集め、設備の維持管理に努める。入居者の安全で健康的な生活を継続していくために、必要な場合は高齢事業課に報告し、協議をしていく。
- (5) 24時間警備会社にワーデン業務を委託し機械警備を行っているが、警備会社との連携を深め、生活の安全を確保する。

3. サービス・支援計画

①設備維持管理

年間予定に基づき、各種設備関係の点検を行う。(安全管理システム・火災報知機・消火器など)

②共益費

共用部分の維持管理のために、毎月500円の共益費を徴収する。

③広報

大井在宅サービスセンターで開催する行事や町会および地域の行事などに積極的に参加できるよう掲示板などを活用する。

④ 防災

大井在宅サービスセンターと共同で定期的に防火・防災訓練を実施する。

⑤ ご家族等との連絡体制（個人情報の保護）

入居者の個人情報については、入居の際に必要最低限の内容を提供してもらっている。また、ご家族（ご親族）については緊急時用として、お二人のお名前、連絡先を確認している。加齢や疾病などにより健康面や日常生活に不安が生じてきた時には高齢者地域支援課とも協議し、必要に応じて連絡を取っていくこととする。個人情報については、個人情報保護関係法令、区条例、当法人保護規程、同取扱い要領等を遵守し、個人情報の適切な収集、利用及び提供を実施していく。

令和2年度 品川区立大井三丁目高齢者憩の場事業計画

1. 基本方針

地域包括ケアシステムの一つ方針である、『いつまでも、住み慣れた地域で暮らす』という施設完結型ケアから在宅完結ケア型の移行に向けて、地域で助け合いながら安心して、ゆとりある老後を過ごせる『ともにいきるまち』づくりの小さな拠点づくりを行う。そのために地域住民、ボランティア、事業者等が「参加」「話し合い」を重視し、意見を共有、提案し合うことで信頼関係を築き、住民の自主的な地域づくりを側面支援する。

2. 重点目標

- ・安心して活き活きと住み続けられる『ともにいきるまち』の創造
- ・住民同士の相互交流が進み、生きがいを育む活動やコミュニティの形成
- ・多世代交流を進め、共助が自然と身につくまちの小さな拠点づくりの推進

3. サービス・支援計画

(1) 地域の高齢者や障害者、子育て世代等の憩いの場・交流の場

- ・ほっとサロン：品川区社会福祉協議会登録団体に部屋を貸し出し、外出機会の少ない高齢者を中心とした多世代の地域交流の場とする。
- ・縁側茶話会等を通じて、会話の機会の乏しい高齢者等が、定期的に外へ出ていくことのできる場、会話を楽しみ、安心してくつろげる場を提供し、閉じこもり防止、生活活性化等の介護予防・自立支援を促す。
- ・園芸療法を用いて、菜園を利用した土いじりや草花や野菜などの園芸活動や、身の回りにある自然との関わりを通して、五感を研ぎ澄ませ、心の健康、体の健康、社会生活における健康の回復を図る。
- ・家族等を介護している同士のコミュニケーションを促進し、リフレッシュを行うことできる集いの開催。
- ・ひなたぼっこを通じて、多世代交流の機会を設け共助が自然と身につく場所作りを行う。

(2) 介護予防事業

・地域ミニデイの開催

- 介護予防・日常生活支援総合事業としてボランティアによる地域ミニデイサービスを実施、健康づくり体操など高齢者の介護予防につなげる。
- ・ピンコロ道場では、ミニデイを卒業された方の居場所作りとして、介護予防につなげる。

(3) 地域交流事業

こすもすパーティーを開催し、地域交流を図る。

(4) その他事業

- ・障害者向け生活訓練の場とする。
- ・ボランティア養成・啓発事業の一環としてボランティア講座を開催する。

